

東京弁護士会

都市型公設事務所 20周年記念シンポジウム

社会インフラとしてのパブリック

2023年 3月1日 水

REPORT



The Tokyo Bar Association

CONTENTS

東京弁護士会が最初に都市型公設事務所を設立してから20年が経ちました。

各パブリック事務所は、全国各地の司法アクセスへの貢献、関係機関と連携したアウトリーチや包摂的なコミュニティ形成、裁判員裁判含む質の高い刑事弁護の正しい手の養成、ニーズの急増する成年後見制度の受け皿、さまざまな役割を果たし、弁護士会の内外を問わず高い評価を受けてきました。

設立20周年を記念して開かれたシンポジウムでは、社会のインフラとしての機能を秉たしつつあるパブリックの活動のこれまでとこれからが多様な観点から議論されました。

01 開会挨拶

P.02

02 来賓挨拶

P.03

03 基調報告

P.04

司法アクセスの最前線
～パブリックのこれまでとこれから～

04 第1部パネルディスカッション

コミュニティにおける都市型公設事務所の役割

05 第2部パネルディスカッション

社会インフラとしての都市型公設事務所

06 閉会挨拶

P.28

01

開会挨拶

東京弁護士会会長
伊井 和彦 弁護士



総合司会 長谷川泰弁護士（以下「総合司会」）

それでは開会いたします。まず初めに、東京弁護士会、都市型公設事務所 20 周年記念シンポジウムを始めるにあたりまして、主催者を代表して東京弁護士会会长伊井和彦から挨拶をいただきます。伊井会長よろしくお願ひいたします。

東京弁護士会会长 伊井和彦弁護士

ただいまご紹介いただきました、本年度東京弁護士会会长を務めております伊井和彦でございます。主催者を代表いたしまして一言ご挨拶させていただきます。本日は東京弁護士会が支援、協力して設立いたしました、最初の都市型公設事務所である弁護士法人東京パブリック法律事務所の設立 20 周年を迎え、この度その記念シンポジウムを開催する運びとなりました。これもひとえに都市型公設事務所の意義を理解・共感し、応援してくださった関係機関を始めとした市民の皆様、激務にも関わらず、よりよい法的サービスを提供のために奮闘されてきたこれまでと現在の各パブリック事務所の皆様、そしてこれを支えてこられた会員の皆様のおかげでございます。ここに改めて感謝の意を表したいと思います。

皆さんご承知の通り、20 年前に東京パブリックが都市型公設事務所として東京にオープンをし、それから刑事弁護活動の担い手として北千住パブリック、東京都多摩地域における法的事業の担い手として多摩パブリックがずっと続けてそれぞれ目的をもって開設されております。その間には渋谷パブリック法律事務所三田パブリック法律事務所といった形で公設事務所も存在しておりました。

この 20 年間の間に、その活動や役割は拡大し続けており、

市民のための司法アクセスを確保するために、地方自治体を初めとする福祉分野での関係機関との連携は進化し、弁護士の新しい役割を切り拓いていくように思います。

また、この間拡大してきた被疑者国選や裁判員裁判といった刑事司法の担い手としての役割も大きく、パブリック事務所がなければ到底維持できなかっただと考えています。本日のシンポジウムでは、東京弁護士会の都市型公設事務所が果たしてきた役割や、現在の到達点を示す非常に興味深いプログラムが用意されているようですので、私としても大変楽しみしております。

今後の司法改革に向けた更なる前進に向けて、皆様と一緒に歩んでいきたいと思っております。会員の皆様そしてご来場の皆様、どうぞ最後までご清聴をいただければ幸いであります。それでは簡単ではございますが、私の開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



会場の様子

02

来賓挨拶

日本弁護士連合会会長

小林 元治 弁護士



総合司会

伊川会長ありがとうございました。次に、ご来賓の日本弁護士連合会会長、小林元治様から挨拶を頂戴します。小林会長よろしくお願ひいたします。

日本弁護士連合会会長 小林元治弁護士

日弁連会長の小林元治でございます。

来賓と言われると恥ずかしい思いもありますが、なぜ来賓としてご招待いただいたのかと理由を考えてみると、実は私が東京弁護士会の副会長のときに、北千住パブリックという、刑事を中心とする東京弁護士会の公設事務所の次男が誕生したわけですが、私はそのときの責任者であったからではないかと考えました、大変懐かしいです。あのときに、まだ所長が決まってない段階で箱だけが先にできてしましました。そのときに私は、事務所の職員の方々、勤務される弁護士の皆さん全員と面接をいたしました。大塚さんや本日もいらっしゃる坂根さんなど、本当に一騎当千の立派な方々が頑張って入ってくださいました。そういうことで本当に思い出深い公設事務所であります。

東京パブリックは長男と言われておりますが、長男の所長は石田武臣先生ですね。2代目が丸島先生、3代目が釜井先生で釜井先生は2回やってくださいました。それから中城先生、船木先生が続き、それから今は日弁連事務総長として私の相棒である谷眞人先生、それから谷口さんと伊藤さんが共同代表、今は谷口さん単独でという流れだったと思います。本当に立派な皆さんが牽引されました。

それで本日会場にいらっしゃる多くの方々によって、都市型公設事務所が支えられ、そしてそこで育つて地方にいかれた方がもう80名いらっしゃるとお聞きしました。本当にこれは我々弁連にとっても大きな誇りです、ひまわり、そしてスタッフ弁護士、この都市型公設事務所の皆様方がアウトリーチによって、我々の敷居を低くして、市民の皆

さんと接して法的サービスを行う、あるいは司法ソーシャルワークという新たな分野を開拓し、様々な分野で活躍されています。福祉分野、各地域のNPO、行政といったセンターとも連携をしながら、多機関連携のモデル、サービスモデルも作っていました。これは本当に皆様の成果でありますし、これから進むべきあり方を示していただいだと思っております。本当にありがとうございます。

私どもは皆様方が切り抜かれた、この都市型公設事務所の財産を、これからも若い人たちに伝えていかなければいけません。ぜひ本日お見えの皆様方には、これは伝えていていただきたく存じます。

都市型公設事務所の大きな意味での意義は、民事・刑事を含む総合的な法律サービスをすることによって地域に貢献をすること、そして人を育てるということです。人を育てることに関しては、三田パブリックも長年ございました。三澤さん本当に頑張ってこられましたね。そういったその地域と大学とも連携しながら、これから法曹を外へ育てていく人たちについて、クリニックという研修を通じて、人を育てるということもやってこられたわけです。本当に歴史的な足跡を残されたと思います。

そのような中で、本日20周年という一つの区切りを迎え、皆様の中で検証しながらこれからの歩むべき道筋をぜひ示していただき、後輩にも伝えていただきたい。また、現場でも頑張っていただきたいという思いでございます。私の都市型公設事務所にかける思いというのは、皆様と同じぐらい強いものがございますので、ぜひとも頑張っていただきたいというエールを送りまして、來賓ではございませんで当事者のようなものですけれども、ご挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

03

基調報告

司法アクセスの最前線

～パブリックのこれまでとこれから～

公設事務所運営特別委員会
東京パブリック法律事務所代表
谷口 太規 弁護士



谷口太規弁護士

総合司会

それでは早速第1部を始めたいと思います。まず初めに当会の公設事務所運営特別委員会の委員で、現在、東京パブリック法律事務所の代表社員である谷口太規弁護士に、司法アクセスの最前線、パブリックのこれまでとこれからについて、基調報告をしていただきます。谷口さん、よろしくお願いいたします。

谷口太規弁護士

なかなか壮観な風景ですね。南は沖縄ぐらいから今日来てくれているメンバーがいます。北はどうですかね、埼玉ぐらいでしょうか（笑）、でも今日おそらくZoomの向こう側には今60人ぐらい参加者いるみたいですから、北海道におられる方もきっと見ていただいていると思います。

パブリックの出身の弁護士が何人ぐらいいるかというのをちょっとと調査してみました。

280人いるようです。この四つのパブリックのですね、出身弁護士合計で280人です。これに事務局も含めて、事務局の入れ替わりもあるでしょうからおそらく400人ぐらいの人が支えてきたこの20年間です。そして、その20年間を10分でまとめたいと思います！よろしくお願いします！

例えば、多重債務の問題で長年苦しんできた人が、免責決定を得て、明日の返済のことしか考えられなかった状態から脱して再出発をするそのときの笑顔ですとか、例えば職場でパワハラに苦しんでいた人が、否定の中で生きざるを得なかつたところを脱し、裁判を通じてその尊厳を獲得して、自分の活躍の場を見出していく場面とか、私たちは弁護士業をする中で、そうした美しい場面にいろいろ立ち会

うことがあります。

この力というのは法の力でもあります。負の状況にある人を変える、そしてエンパワーメントするそういう力が、法にはあります。法は平等です。誰にでも適用されます。ですから、お金がある人、ない人、力のある人ない人、そういう人たち全てに適用され、その人たちの背中を押すことができます。

しかし、実際には、この法に辿り着けないで、苦しみ続けている人たちもいます。自分に声があることが、自分に権利があることが、あるいは自分に尊厳があることに気づかないで、苦しんでいる人たちがいます。

例えば、時効援用のためのたった15分の弁護士の作業に辿り着けないために十数年にわたって逃げ続ける暮らしをして、そして自殺直前に相談に来た、そういう人に出会ったことがあります。あるいは、自分に多額の遺産相続権があることを知らないで、池袋の駅前で長年ホームレスを続けていた女性にも会ったことがあります。

2002年に、東京弁護士会の都市型公設事務所、最初の都市型公設事務所東京パブリックが生まれました。それから20年と半年ぐらいが経っています。その後北千住パブリック、渋谷パブリック、多摩パブリックと続いてきました。その四つのパブリックの歴史というのは、この司法アクセスの問題、法に辿り着けない人たちにどういうふうに私たちが辿りつけようとしていたか、その奮闘の歴史でもあります。市民の中に私たちが入っていく、そしてその法の力を人々に届ける。このための努力をしてきました。

しかしこの司法アクセスの問題というのは、その改革のためにはいくつものレベルでの障害がありました。まず担い手の問題です。法の力を届けるためには、人が必要です。

それを媒介する専門の人が必要です。つまり法律家の存在です。この法律家を私たちは育てなければいけませんでした。弁護士は大体東京に偏在していました。それはなぜかというと、経済圏の多くが東京や大都市部に集中していて、そして地方にはそうしたリソースがありませんでした。これまでの既存の弁護士に頼っていては、その人たちに届かせることができない。

弁護士を育てる。しかもその地域の法を担うのはその人だけ、あるいはその何人かの人だけです。ですから、そこに行く人は質も熱量も兼ね備えた人でなきやいけなかった。これがパブリックの出身者の赴任状況です。



ひまわり基金法律事務所、パブリックの出身の弁護士たちがどこに行ったか、35ヶ所にこれまでに赴任をしています。1個だけちょっと色が違うのは過疎偏在対策で静岡県の磐田にもいます。それから法テラスの法律事務所にも赴任する人たちを育てて養成をしました。45名ほど赴任をしています。

他のパブリックを合わせると合計81名が三つのパブリックから旅立って、各地の司法を支えました。彼ら彼女らはその地域の司法を担い、地域の司法アクセス障害の解消に尽力してきました。

彼ら彼女らはそこで事件処理をするだけではありませんでした。例えばその地で災害が起きた時、彼らが支援の中心となりました。東日本大震災が起きたときに奮闘した弁護士たち、その地に赴任をしていた弁護士たちもいます。あるいはその事を聞いて被災地に戻った弁護士たちもいます。熊本で豪雨災害があったときには、やはりその過疎地に行つた弁護士たちが支えました。

この担い手の問題というのは、刑事司法でも同じことが言えます。刑事司法の現場というのは、圧倒的な力差の中で人権侵害が起きやすい。そのために、全ての罪に問われた

人たちに弁護人をということは、長らく言われてきたことでした。

制度改革は実際に進みました。当番弁護士、それから被疑者国選、そしてそれが拡大し、また、硬直化した司法を変えようと裁判員裁判が導入されました。しかし、刑事弁護というのは非常にハードなものです。多大な力と多大な時間を使う必要がありました。制度改革の必要はある、でも一体それを誰が担うのか、その課題というのは、依然として解決されないままでした。その担い手として、パブリックは役割も果たしてきました。



2018年から2022年の裁判員裁判を、北千住パブリックの弁護士がどれだけ担ったか。正確な統計は取れていないんですが、しかし大体ざっくりこの数字は合っていると思います。これを見ると、北千住パブリックの弁護士が支えている裁判員裁判というのは、実に東京地裁で行われている裁判員裁判の3分の1から4分の1ぐらいを担っています。裁判員裁判の重い負担を彼らは、勉強会の中で鍛錬し、先輩との経験交流会の中でスキルを身につけ、そして日々の刑事司法を担っています。



多摩パブリックも多摩の地域の刑事弁護を担っています。

この表が北バブと多摩バブを合計したこの 5 年間の刑事事件の新規受任数をまとめたものです。これだけの数の刑事弁護が今彼らによって担われています。

弁護士の中からそうした扱い手を育てるだけではありません。次世代に、こうした情熱や志望を持つ人たちを育てるというのも一つの大きなミッションでした。渋谷バブリックは、その法曹養成を担う中心でした。國學院大学の中にでき、そして、獨協大学、東海大学、明治学院大学、後には中央大学、慶應大学、こうしたロースクールに実践的なカリキュラムを提供して、そして法曹を育てていくことに貢献しました。その人たちが司法過疎の偏在対策を担い、あるいは刑事司法を担い、あるいはリーガルアクセスの拡充を担っていく、こうした循環のためにリーガルクリニックは貢献してきました。

また、パブリックは、エクスターインシップ生、それから修習生、他職経験も含めると、ものすごくたくさんの、その後直接にはパブリックには就職はしなかったけれども、他所でその学びを生かすことになる多数の法曹養成にも関わってきました。

それから法律扶助の話もする必要があります。法律扶助は、日本司法支援センターが 18 年前にできて、飛躍的に拡大しました。しかしこれも刑事司法と同じようにやはり扱い手の問題がありました。法律扶助の受けれるお金というのを決して高いものではありません。しかも、持たざる人が多くてそして扱うのはとても大変です。そうしたときに、やはり、法律扶助の案件をたくさん扱い、しかも法律扶助の中でも他の人が受けにくいような事件、難しさだったり、依頼者の特徴であったり、そうした中で担ってきた現実があります。これも非常にざっくりした数字ですが、年間の三つのパブリックの扶助の処理件数は約 1800 件に及びます。

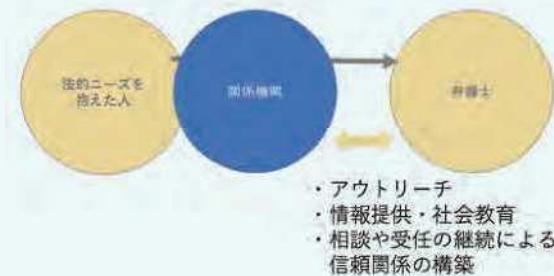
私たちが担っているのは、この量的なものだけではありません。

司法アクセスというのは、事件をただ待ってさえいれば解決できるということではありませんでした。辿り着けない人たちにはやはり理由があります。法的ニーズを抱えた人が弁護士にアクセスするためには、その工夫なり仕組みなりが必要です。私たちは、リーガルアクセスを進化させるために、関係機関との連携をし、アクセスしてもらうではなく、自分たちからアウトリーチするのだと、手を伸ばしていくのだということで、関係機関との連携を進めました。

関係機関の人たちも最初から弁護士をどう使えばいいということがわかっていたわけではありません。その人たちに挨拶に行き、信頼関係を得て、勉強会ときに飲み会をし、

情報提供をし、そして、どうやって使ってもらうかを知つてもらう。そうしたことをして、多くの信頼を勝ち得てきました。

司法アクセスからアウトリーチへ



これが関係機関を通じて、この 5 年間で來る相談件数です。多摩バブリックと東京バブリックの合計をしました。2018 年から 2022 年まで、コロナでちょっと落ち込んだときもありましたが、しかしやはりすごい数です。これだけの数が関係機関を通じてパブリックのもとに来ているのです。

関係機関を通じた相談件数 (東京バブリック・多摩バブリック合計)

2018	2019	2020	2021	2022
867	671	427	611	644

実は東京は面積で言えば、23 区はわずかな割合であり、多摩地区には広大なエリアが広がっています。これだけの広大な地区の 30 地方自治体全てを多摩バブリックは毎年回っています。そして今ではそのうちのですね、20ヶ所の部署からリーガルアドバイザーという関係を構築しています。何か困ったときには、アドバイスをする、相談に乗るというこうした関係を取り結んでいるのです。その結果が困っている人はすぐに弁護士に辿り着けるわけではない。でもそばにある行政には行けるかもしれない。その行政からを通じて困っている人たちにアクセスしても

らうということを実践として続けてきました。

事件を紹介してもらって解決するというだけではなく、私たちは仕組み作りということもやってきました。地域のセーフティネットの仕組みを作って、そして人々が安心できるコミュニティを作っていく、ということをやってきました。東京パブリックを例にとって、どんな仕組みがこの 20 年間に生まれてきたかということをちょっとリストアップしてみました。

地域セーフティーネットの仕組みを作る

- ・事業と暮らしの相談会
- ・豊島区民社会福祉協議会の権利擁護相談体制（サポートとしま）
- ・としまヤミ金被害対策弁護士ネットワーク
- ・子どもの権利 110 番立ち上げ参画
- ・地域での学習支援活動（クローバー）開始
- ・外国人ローヤリングネットワーク（LNF）
- ・としま生活困窮者支援弁護士ネットワーク
- ・としまる（コロナ禍外国人緊急支援）プロジェクト

近隣の事業と連携して事業と暮らしの相談会、あるいは社協と一緒にサポート豊島という権利擁護の仕組みを作ったり、あるいはヤミ金が全盛のときにはヤミ金ネットワークを作り、弁護士会と一緒に子どもの権利 110 番を支え、それから地域の学習支援活動クローバーというものをやりました。あるいはもう今は大きな団体となりパブリックから離れていますが、外国人ローヤリングネットワークというのを立ち上げるときには、東京パブリックが事務局を担いました。

同じように刑事弁護でも、刑弁フォーラムというのは、北千住パブリックが事務局になって立ち上げたというふうに記憶しています。

最近では東京パブリックはコロナ禍の外国人支援の仕組みというものを立ち上げました。

1 件 1 件の事件をやるだけでは足りない、その人たちを支えるいつでも使える仕組み作りについてもまた、時にはコーディネーターとし、時には相談担当者とし、時には受任者とし関わってきましたが、それがこのような仕組みに結実しています。

「全ての人の法的駆け込み寺でありたい。」

これは多摩パブリックのウェブサイトにある標語です。

「最後の弁護人・代理人であれ。」

これは北千住パブリックのモットーです、最後の、という

のは、他に受ける人がいない、他に誰も味方になる人がいないというときに、その人とともにあれ、ということです。「全ての人」というふうに言ったときに、その響きは美しいけれども、とても難しいことです。誰からも排除されてるという人には、やはりその人を弁護するための難しさがあります。しかし、北ハブはこの言葉をあえてモットーにし、その全ての人のリーガルアクセス、を支え続けたきたわけです。

先ほどクローバーの話を少ししました。子どもの学習支援の場です。もう 13 年ぐらい前になりますが、それを立ち上げたときになぜ法律事務所がその子どもたちの学習支援などをするのだ、ということの声が上がりました。確かに法律事務所としてはあまり関係がないかのように思いました。しかし、日々の破産申し立てにおいて家計の状況等を見ていると、ここに大きな問題があるというふうに感じて、事務所の事務局やアルバイトさんも含めて立ち上げたプロジェクトでした。未だに続いている。そして、そのときには顕在化していなかった、今日シンポジウムで来てくださっている地域の NPO との繋がりが生まれました。社協との関係が続きました。そして学習支援に多くの外国の子どもたちがやってくるようになって、これだけの外国のルートの人たちのニーズがあるのだと気付かされました。そこから先ほど話したような、外国人の人たちの法的な救済制度、そして外国人国際部門へと繋がっていました。弁護士ニーズが減っているとか、あるいはもう飽和状態だと、そういう言葉をよく聞きます。しかし、これまでの司法アクセスの私たちがやってきた取り組みというのは、私たちができるここというのを再定義して、弁護士と社会との境界というのを問い合わせた作業であったように思います。

「全ての人がその人らしく生きられる社会を目指して。」東京パブリックはこのように標語を掲げています。パブリックであること、つまり全ての人に開かれているということは決して簡単なことではありません。しかし、この 20 年の歴史が教えてくれたのは、そのことには意味がある、そのことは社会にとって大きなプラスだと、ということです。この司法アクセスの最前線を 20 年間、この 280 人、あるいは 400 人は走り続けてきたわけですが、その動きはまだ続いていきます。

ありがとうございました。

04

第1部パネルディスカッション コミュニティにおける 都市型公設事務所の役割

東京パブリック法律事務所
三上 早紀 弁護士

NPO法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長
栗林 知絵子 氏

豊島区民社会福祉協議会 総務課長
田中 慎吾 氏
東京パブリック法律事務所
長谷川 翼 弁護士

総合司会

それでは三上さん、よろしくお願ひいたします。

三上早紀弁護士（以下「三上弁護士」）

ご紹介に預かりました、68期の弁護士の三上早紀と申します。本日はどうぞよろしくお願ひします。

このパネルディスカッションでは、「コミュニティにおける都市型公設事務所の役割について」と題して、いろいろとお話を伺っていきたいと思います。

先ほど谷口さんの話にもありました通り、東京パブリックでは、困難に陥った人たちが等しく法的な救済につながることができるよう、そのためにわれわれ弁護士が市民の中に分け入っていって、法の力を隅々まで届けることができるよう、さまざまな福祉機関、地域の行政機関、それからNPOの皆さんと力を合わせて、連携しながらアウトリーチ活動をしてきました。

ここでは、とくに関わりが深いNPO法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長の栗林さん、それから社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会の田中さんをお呼びして、具体的な活動についてディスカッションしていきたいと思います。

では、まず自己紹介からお願ひします。

栗林知絵子氏（以下「栗林氏」）

ご紹介いただきました、豊島子ども WAKUWAKU ネットワークの栗林知絵子と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私は今から20年前、豊島区が「プレーパーク」という遊び場をつくるということで、子どもを連れて、そこに参画しました。今、どこの公園もいろんな、サッカー禁止とかボール遊び禁止とか、管理の元の公園しかありません。そういう中、豊島区が、子どもが主体的に遊ぶ、そういう公園を



三上早紀弁護士

つくるということで、そこに参画しました。

誰でもが来られる公園に来る子どもたち、その中から、全然家にご飯がないとか、引っ越ししてくる前に車の中で生活していた、そんな子どもの声を聞くことができました。そこから、その子どもたちにさまざまな「おせっかい」をしてきました。

2003年ぐらいからプレーパークが始まって、その後2008年、リーマンショックのあと、年越し派遣村の映像をテレビで見ました。初めて貧困問題が、テレビで可視化されることによって、この貧困という問題と、公園で出会う子どもたち、これがつながっているんじゃないかなと思いつく、子どもの貧困という問題をテーマに、さまざまな居場所を地域につくっていこう、こういう活動を始めました。

プレーパークだけではなく、その中で、十分にご飯を食べていない、家族団欒を経験できない、そんな子どもたちがいることを知り、子ども食堂や無料学習支援を始めたわけです。ちょうど東京パブリックの谷口さんたちがクローバーという学習支援を私たちよりも早く始めていたということで、この学習支援を通じて谷口さんたちと出会いました。

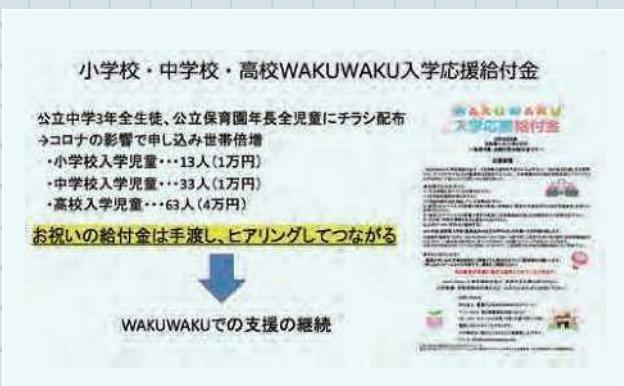
正直、私、それまで生きてきて弁護士さんと出会うことは一度もありませんでした。そのぐらい弁護士というのは遠い存在の人たちでした。しかし、弁護士で出会ったのではなく、同じ地域の居場所をつくっている、そういう立場で出会ったのでした。ですので、そこから、子どもやお母さんからさまざまなことを聞くとすぐに相談をするという関係ができました。

子ども食堂、学習支援だけではなく、さらに、居場所がない子どもたちの宿泊できる「WAKUWAKUホーム」という、そういう場所もつくりました。さまざまな居場所があることによって、さまざまな子どもや親に出会い、そこから困りごとを聞き、場合によってはすぐに、弁護士さんがいるから相談しませんかという声をかけられるようになりました。

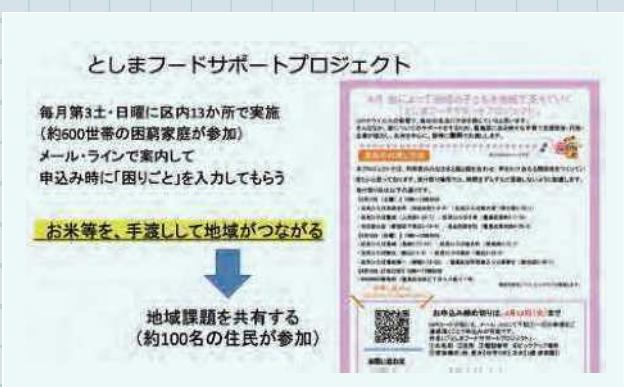


ただ居場所づくりだけでは解決できないさまざまな問題があります。そういうことをさらに、「しょうがない」で済ますことなく、おせっかいの活動をしてきました。コロナの前は、このように、暮らし・遊び・学び、すべて子どもたちが育つためには必要な環境、こういう場をつくり、つながりをつくってきました。高校に行くためのお金がない、住まいの家賃を払うことができない、仕事を失った、そんな声を聞き、そこについて「ほっとかない」という活動をしています。

まず入学応援給付金です。お金がないというところに寄付を集め、制服代のサポートをするというのを、谷口さんたちと2016年からずっとやっております。

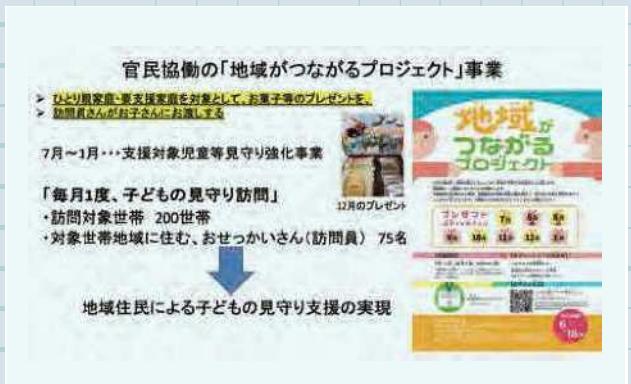


コロナ禍は、米がない、米が買えない、こんな声を聞き、食料支援を毎月やっております。毎月、今、豊島区の困窮家庭600世帯にお米を取りに来ていただき、ただものを渡すだけではなく、つながりをつくっています。

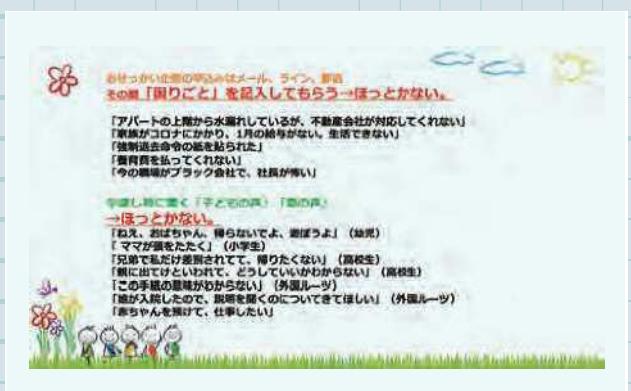


こういう支援の活動がさらにいろいろ広がり、今は官民連携での食料支援をしております。行政が対象家庭に直接郵送で手紙を送り、そして市民とつなぎ、食を介して信頼関係をつくるものです。

さらに、コロナの間は、食べ物を持って家に訪問して、地域の「おせっかいさん」と呼ぶんですけども、訪問員と子どももがつながるという、そんな事業も始めております。



さまざまな年齢、さまざまな手法で、子どもや親とのつながりを作り、そこで子どもたちの声を聞いています。中には、アパートの上階から水が漏れて、だけどもシングルマザーで相手にしてもらはず、もう3ヶ月も全然解決しない、こういう問題もすぐに、谷口さんにLINEで送って連絡を取って解決する。このスライドで紹介しているさまざまな問題はほとんど弁護士さんに相談して、解決に向かったという事例です。



団りごとの中には、住まいの問題、仕事の問題もあります。そのために、不動産会社の同行や、就労相談の同行などはじめました。仕事の同行とか、そういうサポートもしております。

こうやって私たちは、弱い立場の人のすぐ横に住んでいる隣人として伴走ができるつながりをつくっております。その中で気づいた、弁護士さんにつなげたほうがいい、相談したほうがいいということをつなぐ関係ができているわけです。谷口さんはいつも私に言います。問題がこじれてから来るのではなく、不安だというときに、そのときにつなげてほしいと。そうやって早めの時点で私たち地域が気づく

き、つなぐことによって、本当に窮地に立たずに済んでいる子どもや親がたくさんいるんじゃないかなと思っております。

三上弁護士

続きまして、田中さん、よろしくお願ひします。

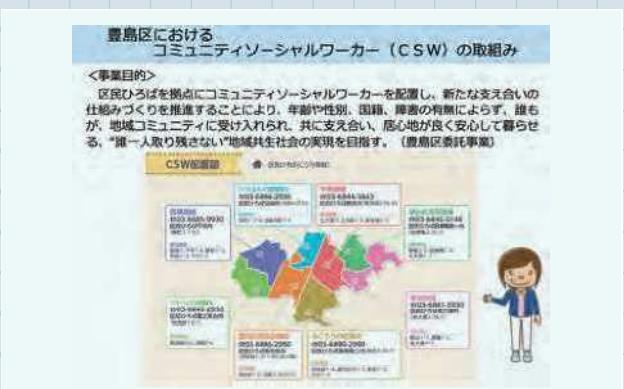
田中慎吾氏（以下「田中氏」）

ご紹ひいただきました、豊島区民社会福祉協議会の田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会の職員でございまして、ちょうど入職して16年ぐらい経ちますが、最初に担当したところが「サポートとしま」といいます。権利擁護を担当する部署でございます。日常生活自立支援事業ですか、法人後見の事業なども当初担当しておりました。

そのときに私も初めて、今、栗林さんからもありましたが、弁護士さんという職業の方にお会いをして、その後いろいろとお付き合いさせていただくことになるんですが、そんな部署を経験していく中で、今は全然別の課の課長として勤務しているところでございます。

社会福祉協議会自体をご存じない方もいるかなと思いまして、少し説明をさせてください。社協は、社会福祉法に規定をされた民間非営利組織になっております。後半の2部のほうでも社協の方が出られると思うんですが、全国都道府県、区市町村に必ずございます、もともと戦後の民間福祉の育成策というところの中で、社会福祉をみんなで協議する会で「社会福祉協議会」という名称になっています。住民参加を基本としておりますので、私たちは事務局でありまして、基本的には住民の地域活動であったり、地域住民の困りごとをどう解決していくかというのを、いろんな人たち皆さんで考えていくというような組織になっています。



豊島社協では、豊島区から委託を受けてコミュニティソーシャルワーカーというワーカーを地域に配置しているんですが、年齢とか属性とかそういうものを一切問わず、国

籍とか障がいの有無を問わず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指して、区内の8カ所にワーカーを、基本的に2人ずつ、ペアで配置しております。地域の身近なところで、ちょっとした困りごとから、どこに相談に行っていいか分からないような、いわゆる制度の狭間と言われるような問題まで、何でも相談を受けますということで地域に配置しております。

私たちは何でも解決できるわけではありませんので、基本的には、相談を受け止めつつ、必要なところにつないでいったりですとか、いろんな関係機関の皆さまと協力をしながら問題解決を図っていくような取り組みをしております。今日ご登壇いただいているWAKUWAKUの栗林さんもそうですし、もちろんパブリックの先生方もそうなんですが、みんなで、対象の方を真ん中に置きながら、その方の生活課題であったりとかお困りごとをどう解決できるかというのを一緒に考えていくということをやっております。

また、ご相談を受けるだけではなくて地域づくりということもやっておりますので、たとえばこういったお困りごとを抱えている方の支援をするために、たとえばフードバンチャーを始めたいですか、たとえばサロン活動をやりたいとか、子どもを支援する取り組みを始めたい、子ども食堂を始めたいんだけどどうしたらいいかというような、そういう活動に関する相談なんかも受けておりまして、こういった方々の支援もしているというところでございます。

豊島区CSWの特徴

- 子どもから高齢者まで、全世代を対象に、地域住民の暮らしの相談を受けています。
- 身近な困りごとや悩みごとから制度の狭間まで「相談は断らない」「相談は福祉にこだわらず、暮らしのこと全般」、一人ひとりの生活や思いに寄り添ってサポートします。
- 地域住民、町会・自治会、民生児童委員、青少年育成委員、関係機関等と連携し、地域のネットワークづくりを進めます。
- 個別相談から見えてくる課題を考察し、地域支援活動に生かします。
- 地域住民が個人や地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえるよう、課題の可視化や地域活動に参加しやすい環境づくり、啓発活動などを実行しています。



その過程の中で、やはりいろんな地域のネットワークづくりが大事だというところで、先ほどお話しした生活困窮者の事業の中ではあるのですが、学習支援のネットワークづくりですか、そういうものに取り組んだり、そういうところの事務局になったりということもやっております。ということで、私の紹介というよりも、うちの組織の紹介をさせていただきました。こんないろんなことを取り組んでいるという組織だと思っていただければと思います。

三上弁護士

ありがとうございます。最後に、長谷川さん、よろしくお願いします。

長谷川翼弁護士（以下「長谷川弁護士」）

よろしくお願ひします。69期の長谷川と申します。20周年でなぜこの69期の弁護士がパネラーなのだろうかと考えていた時にですね、1つ思い当たるのは、私が先ほど出てきた学習支援のボランティア出身だということがあると思います。つまり、地域から東京パブリックに入った地域の弁護士です。地域の「生え抜き」弁護士だという自負があります。

もともとエクスターで東京パブリックに来て一東パブと言わせていただきます一東パブに来たときに、谷口さんに連れていかれて、実際に目にした光景が衝撃的で、かつ面白いなど、こういう活動を弁護士がしていたら面白いと感じて、東京パブリックに入らせていただきたいという話をして入所しました。

もう1つは、今回お2人と知り合いだったのがあると思います。栗林さんは私がボランティアをしているときからの知り合いで、田中さんとは先ほど出てきた外国人支援の「としまる」というプロジェクトを立ち上げる際に私たちと一緒に関わさせていただいたので、今回登壇させていただけております。よろしくお願ひします。

三上弁護士

では、ディスカッションを進めていきたいと思います。まず、東京パブリックが、地域の皆さんと力を合わせて対応にあたった個別のケース、具体的にどういうふうなケースがあったのかという紹介をしたいと思います。最初に栗林さん、いかがでしょうか。

栗林氏

先ほど申し上げましたように、やっぱり地域の課題というのを見るようにしないと、なかなかみんなに伝わらないというのを実感していました。

そういうときに、2013年でしょうか、生活保護費が3年間かけて引き下げられるという、そういうときがあり、ちょうど朝日新聞の取材を受けました。地域の子どもたちで、生活保護費が下がることでどれだけ困るかということを取りたいということで、うちの地域に、小さいときから私が関わっている子がたまたまクローバーの学習支援を経て、高校2年生だったんですね。彼女に取材を受けてもらいました。そしたら、その記事を読んだある篤志家の方が、この子の学費を払いたいと、私たちのところに連絡がありました。その子は保育士になりたいと新聞に書いたんです。大学、短大と、入学費すべてを自分が払うから、この子に夢を叶えてほしいという連絡があって、私は高校3年までその子とその思いを温めて、よし、じゃあそのお金をもらって学校に行こうということになったんですけども、谷口さんから、ちょっと待ってと。生活保護だからそう簡単に

そのお金はもらえないということで、谷口さんの方で豊島区の行政の方といろいろ交渉してくださったようで、最終的に、生活保護、その家庭から世帯分離とか、そういう私たちではどうにもできないところをサポートしてもらいました。その子は無事卒業して、今、地域の幼稚園の教諭になっているということで、本当にさまざまな子どもたち、なかなか自分ではどうにも解決できない問題を発見したり、制度の中でサポートし、そしておせっかいされておせっかえるとなりました。

三上弁護士

ありがとうございます。では次に、田中さん、いかがでしょうか。

田中氏

個別のケースのお話をする前に、少し前提のお話をさせていただければと思いますが、サポートとしまという組織がありまして、権利擁護関係ですね、成年後見ですか日常生活自立支援事業の対応をしている部署なんですが、そちらの立ち上げに、そもそもこのパブリックの皆さんに関わっていただいたというところをお話しさせていただければと思います。

東京パブリックさん、東パブさんと呼ばせていただきますが、東パブさんの設立が2002年ということなんですが、私ども「サポートとしま」も2003年に実は開設をしておりまして、要は2002年のときから、検討しているところから関わっていただいておりました。

権利擁護を行う上での法的なサポートが不可欠というところがありまして、初代所長でもあった石田武臣弁護士さんのほうから尽力で、当時、弁護士さん12名にお声がけいただき、協力を得る中でスタートすることができました。東パブの先生が今どれぐらい関わっていただいているかというと、サポートとしまには実は15名弁護士さんがいらっしゃり、その中で東パブを卒業した方を合わせると、15名中、実は10名の方が東パブ出身の方、もしくは現役の方ということが分かりました。独立されたあとも要は引き続きご協力いただいている状況でございます。

サポートとしまでは、相談を受けるだけではなくて、打ち合わせ会というのを年に4回開いていただいていまして、本当に手弁当で、弁護士の皆さんにその間に受けた事例を共有していただき検討しながら、さらにこういう解決方法があるのではないかということも含めてお話を聞いていただいているというような会を開いていただいている。なおかつ、やはり何か困ったときに、とにかくすぐに連絡を取れる体制を敷いていただいていると、メール、電話、何でもご連絡を取ればすぐに応えていただけるような、そんなこともやっていただいている。

本当に、なかなか相談につながりづらいような方々が窓口に来る、そしてようやく相談につながったという中で、司法アクセスの話が先ほどありましたが、そこでスムーズに弁護士につながるという仕組みが豊島区の中でできているというのは、まさにパブリックの皆さんのおかげかなというふうに思っております。

そんな中での話なんですが、私が当時担当したケースの中で、知的の障がいがおそらくあるだろうというような、手帳を持っておらず、いわゆる判断する能力は低そうなのだけれども、いわゆる障がい施策なんかにもかからないような状況の方がいらっしゃいました。ただ、ちょっと悪い方が周りにいて、驅されそうになっていて。ただ、本人からするとその方は信頼に足る方で、なかなかこちらがお話をしても心が揺れ動いてしまって、一時、弁護士の受任までいったんですけれども、結果的に、相手に言われて、訴えを取り下げてしまうということになって、なかなか一筋縄ではいかない状況が続いていました。

その過程の中で、私たちももちろん常に本人とずっとコミュニケーションを取りながらやってはいたんですけども、こういう状況になったらどういうふうに対応しておいたほうがいいかとか、法的に本人を守るためにどういうふうな声掛けをしておいた方がいいかということを、常日頃からそういう話をさせていただきながら、なつかつ、本当に連日、何か変化があるたびに報告もしていましたし、そのたびにご助言をいただいていました。

そんな中で、緊急対応みたいなことが出てきたときに、先生が今日の夜の9時以降だったら時間が取れるからと言って、当時のパブリックの裏口から入らせていただいて、相談させていただのが非常に思い出深くて、そこで対応の方針を決めた上で、翌朝すぐに本人宅を訪問して動いてみたいなことができて。やっぱりそこまでハードルを下げていろんな話ができるという前提がないと、こういうことができなかたなと、結果的にその人を守れなかつたかなというふうに今でも思っています。

やっぱり支援が必要かどうかとかという法律相談をしていくのかどうかも分からぬような状況の中では一般の窓口ではなかなか相談できず、このような場合でも、本当にちょっとしたことから相談に乗っていただけるという体制をつくってもらえていたということがこういった支援につながったのかなというふうに思っています。

本当に私の「弁護士さん」というところのイメージを変えたのは、東パプの先生だったなというふうにまだ思っているところです。

三上弁護士

ありがとうございます。では、今度は弁護士の立場から、長谷川さん、いかがでしょうか。

長谷川弁護士

司法アクセスの話というのはすごくイメージしづらいのかかもしれません。東京に弁護士がいっぱいいて、なんで相談につながらないのだろうという話は、数からは分かりづらいのだと思います。

ただ、つい先日、それをひしひしと感じたケースを、栗林さんからご連絡をいただいたて受任しました。特定されない程度でお話しできるとしたら、ある女の子が毎日お祈りをしているという連絡を受けたのです、栗林さんから。で、何をお祈りしているんですかと聞いたら、お母さんと離れ離れにならないようにってお願いしています、というのを聞いて、それどうにかならないんですか、というのを栗林さんから連絡いただきました。

よく聞くと、日本人の夫と外国籍のお母さん、その間のお子さんだったんです。夫のほうから実はいろんな経済的な虐待だったり身体的な虐待を受けていて、離婚を本当にしたいんだけれども、お母さんはずっと離婚したら日本にいられなくなると思い込んでる、言われ続けてきているわけなんですね。俺と別れたら日本にいられないんだと。

ただ、その相談を聞いたときに、私たちから見ると、離婚もできるし、その後の生活だってなんとなる、在留資格もなんとなるんだろうと見立てることができます。実際それを依頼を受けて、離婚することができて、今も日本で暮らすことができている家族なのです。

このお母さんが、じゃあ弁護士に自分でつながれたかというと、多分つながれなかったと思うんです。相談しようと思わないからです。ただ、なんでこれが弁護士にアクセスできたのかというのは、やっぱり栗林さんたちのところから関係機関を通じてご連絡いただいたこと、栗林さんたちのところからのハードルを、これまでの東京パブリックが下げてきたということがすごく大事だったのかなと思っています。

やっぱり弁護士との間にはいろんな壁があると思います。



玉中慎吾氏

たとえば今のお母さんだったら、思い込んでしまったり、能力の問題だったり、言語の問題だったり、先ほどの田中さんの出てきたケースだと、障がいだったり、いろんな弁護士とつながりにくい壁というのが、今でもこの豊島区の中ですらあるというのをひしひしと感じています。

こういう本来は救われるべき人たちにどうアプローチをしていくかということが、おそらく今、東京パブリックがまだやらなければいけない司法アクセスの課題感だと私は思っていて、先ほどの祈る女の子という話からもすごく感じています。

三上弁護士

ありがとうございます。そうすると、そういった個別ケースでも弁護士と地域の皆さんとの協力を重ねていくうちに、それが積み重なって具体的な仕組み、制度づくりにつながったケースもありますので、そのあたりも次はお話しできたらと思っています。

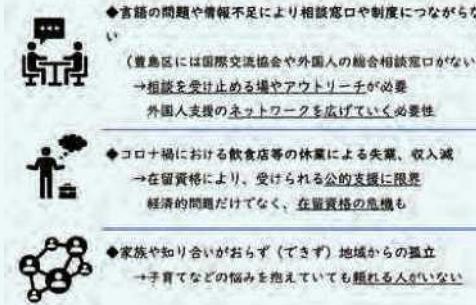
そのあたりについて、まず田中さん、お話しいただけますか。

田中氏

先ほど谷口弁護士からもお話があった、豊島区の中では外国にルーツのある方々を支援するための「としまる」という取り組みが行われております。

社会福祉協議会では、生活福祉資金特例貸付、ご存じの方も多いかもしれません、貸付けの事業をこのコロナ禍で行っておりまして、そこに、豊島区は人口の約1割が外国籍の方という特性もあるんですが、非常に多くの外国籍の方が訪れました。申請の約4割ぐらいは外国籍の方でした。われわれ社会福祉協議会も、これだけ多くの外国籍の方の相談対応をしたことが全く経験としてなかったもので、非常に当時苦慮した思いがございます。

外国人世帯を取り巻く状況と課題



外国籍の方々を取り巻く環境ということが、その間、見えてきました。やはり言語の問題ですか、情報が不足して、つながりがない中で情報が入ってこないというところで、なかなか上手く、いわゆる相談窓口ですとか、必要な制度につながらない方々がいるということです。やはり相談を

待っていても来ないというところがありますので、相談を受け止める場であったり、支援をするネットワークをつくっていく必要があるのではないかということがございました。また、これはコロナ禍のことですけれども、飲食店の休業とか、失業とか、そういったものがある中で、やはり在留資格の課題が出てきました。公的な支援を受けられるもの受けられないものが資格によって違うということ、かつ、在留資格が仕事を失うことによってそこも失ってしまう可能性があるということが考えられました。

また、家族や知り合いがいないことが多いかと思います。日本に外国から来て、親、きょうだいがおらず単身の方もいれば、こちらで子どもが生まれて自分の家族だけで子育てをしなきゃいけないという方々もいると思いますが、そういう子育ての悩みなども相談できるような頼れる人が居ないというような、そんな環境が外国籍の方を取り巻く状況だったかと思います。

そんな中で、谷口弁護士ですか栗林さん、そして公益社団法人のシャンティ国際ボランティア会という団体さんがお声かけをいただきて、こういった生活が困窮している、地域につながりがなく孤立している外国ルーツの方々がたくさん地域にいるんだということをまず課題を共有する中で、何か取り組みができるかということで、スキームを検討していきました。

そこで、シャンティさんというふうに呼ばせていただきますが、シャンティさんが休眠預金の活用事業に応募をして、それが採択をされたことでこの「としまる」という活動が始まりました。

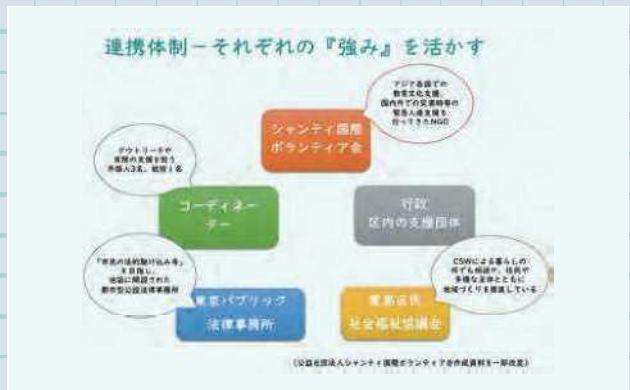
多機関協働による外国人支援活動～コロナ禍における取り組み～

としまる
(TOSHIMA Multicultural Support)
コロナ禍で困窮する外国人家庭への生活・労働支援による
在留・生活安定支援
2020年春よりオンラインによる相談開始

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

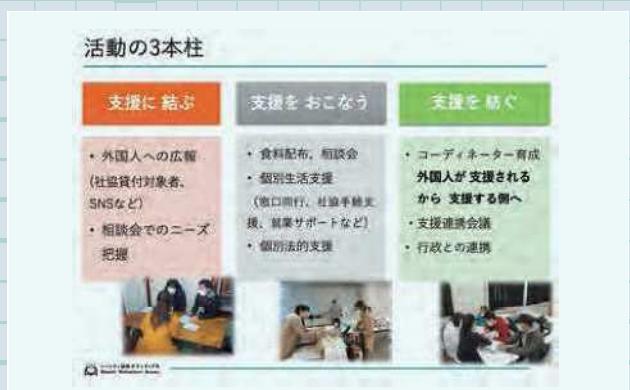
このまちでみんなで生きていけるへんがっています！ 多文化共生のまち p3～5記載

この仕組みは、まずそれぞれの強みを生かす連携の中で行われています。シャンティさんは外国ルーツの方の支援であったり、パブリックさんは法的な支援、そしてわれわれ社会福祉協議会は地域の中にもともとある組織として生活支援というところの強みを生かした、協働した事業ができるかということでございます。



この支援は主に 3 つの柱がありまして、まず支援を結ぶということで、まず支援につながるというところで相談に来てもらうというところが 1 つ、それと、支援を行う中では、なかなか相談に来てくださいだけでは来ませんので、フードパントリーを行いながら食料を配りますよというところから相談窓口を設けました。

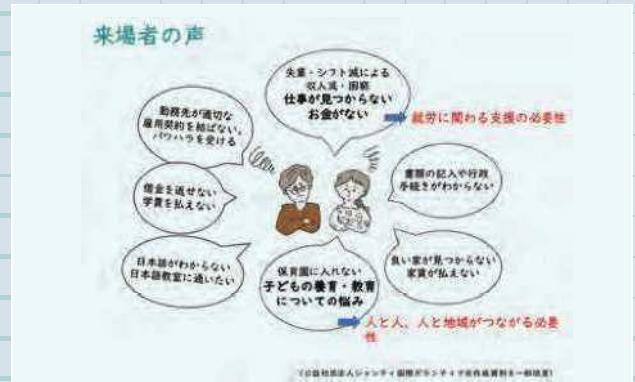
そして支援をつなぐというところで、支援をするばかりではなく、外国ルーツの方々自体が活躍できる地域社会づくり、包摶を進めていくというところの中でも、コーディネーターとして外国籍の方にご活躍いただいている。



この「としまる」のフードパントリー、「としまるフードパントリー」というんですが、去年の 10 月までの実績ですけれども、昨年度の 6 月から始まりまして、今月もやる予定です。毎月毎月やっています。もう 24 回、25 回になると思いますが、重ねております。

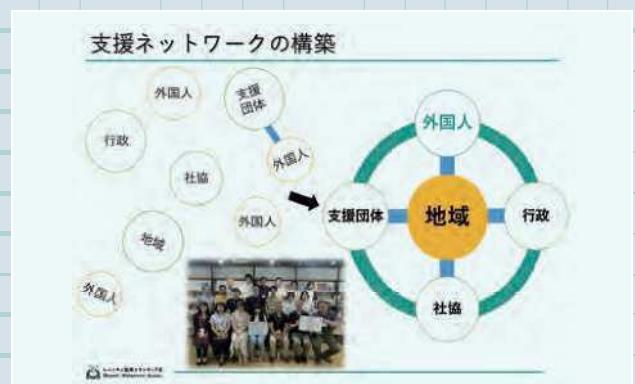
支援は、まず貸付けを受けた方々にわれわれから広報をしつつ、かつ、SNS などの媒体を使って広報をして、外国にルーツのある方々に情報を届け、来ていただいて、そこで話をしております。ここでパブリックの先生方とわれわれ社協と、あとはシャンティの皆さんでお話を聞き、そこで課題の把握をします。課題を把握したらその場ですぐ解決できるわけではありませんので、そのあと皆さんでケースの会議を開いて、支援内容を協議し、誰がどの課題に対してどういうふうに今後伴走して支援していくかということを皆さんで話し合いながら支援をしていくということです。

コロナ禍ということもあって仕事のこと、お金のこと、さっきあった子育てのこととか、いろんな相談が聞かれていました。あと家のこと結構ありました。居住のことで、家賃が高くて引っ越したい、家が狭いとか、そんなこともよく聞かれておりました。



課題の対応は、先ほど申し上げたような個別の対応はもちろんのですけれども、その中から、在留資格をどうやって保っていくかですか、もしくは、特定技能ビザからの切り替えなんかも課題として出てきました。そのセミナーを開いたりとか、ハローワークと連携して、仕事をどうやって探していくかというハローワークセミナーなんかもこのイベントの中から生まれた企画として行っております。

この団体の、WAKUWAKU さんも含めてですけれども、いろんな団体さんと連携しながら、地域の中で外国ルーツの方々を支えるネットワークづくりなんかもこの取り組みの中で進めているところです。



この支援ネットワークは、それぞれがもともとつながっていたところはあったんですけども、それを地域の中で、課題を抱えている方々を真ん中に置きながら、各団体が連携をしながら支援を支えていくということを行っております。こんな取り組みを今、パブリックの皆さんと連携しながら、地域の中で取り組んでいます。以上です。

三上弁護士

ありがとうございます。東パブには、外国人部門という外国人事件を中心に扱う部署がありますので、そこに所属する弁護士が中心に取り組んでいるということになるかと思います。

では次に、栗林さん、いかがでしょうか。

栗林氏

いろんなネットワークが連携してつなぎの支援で子どもたちのセーフティネットをつくろうといろいろ話をする中で、こういうことができるといいんだよね、ということで提案してくれたのが谷口さんでした。

その中の1つに学習支援が連携してネットワークでみんなでつながり、そういうところに人が子どもをつなぐ、場につなぐという、人の支援をしていくことによって有意義なセーフティネットができるんじゃないかという話ををしていました、社協さんも巻き込んでネットワークができました。「とこネット」という無料学習支援のネットワークです。できてから、6、7年ぐらい経っていますが、本当にかなり有機的なものができています。



こういう1つの、いろんな居場所づくりの人たちがつながるというネットワークができたことがきっかけで、そのあと豊島区の中に、子ども食堂のネットワークとか、多文化の子どもたちをサポートするネットワークとか、さまざまなネットワークが更にでき、そこがつながっているという連携ができました。

こういう仕組みのほかにも、たとえば私たち、給付金をお渡ししたいとかいうときに、どういうことを話し合ったときに聞いたほうがいいのかというようなヒアリングのためのシートをつくってもらったりとか、「地域にこういうこと

が必要なんですよ、谷口さん」と言うと、それを「つまりこういうことだよね」と言って私の思いを文字に起こしてくれたり、そういう中で、実は「円卓会議」という会議が生まれました。

行政も地域組織もテーマ的な団体も、さまざまな企業とかも含めて、いろんな人たちが平場で地域の課題を話し合う、そうやって人と人との関係性をつくる会議を、3年ぐらい前から、谷口さんの司会でやってくれるんです。

こういう関係ができているからこそ、コロナの間で現場の私たちがこういう仕組みが必要だと言うと、行政も地域もすぐに、じゃあぜひやってごらん、というかたちで、反対されるというのではなく応援するという空気をつくる、そういう仕組みをつくってくれたのもパブリックの皆さんかなと思っています。

子どもたちも含めて、何かあったときに話を聞いてくれたり、また、ヒアリング用のシートを作ってもらって、私たちがそれにそって弱い立場のひとり親のお母さんとかからお話を聞くわけです。そうすると、皆さん、自分のことを整理して話すことによってすごく課題が解決されたりとか、中にはそうやって、あのときにヒアリングをしてくれたからあがすごく自分の転機になったということで、豊島区の議員さんになったという方もいらっしゃって、やはり話を引き出す、それをしっかりと受け止めて聞いてくれるという、こういうこと1つ1つが、仕組みではないんですけども、この積み重ねが大きな仕組みを生んでいるんじゃないかなと思って、本当にパブリックの弁護士さんには感謝をしております。

三上弁護士

ありがとうございます。今までのお話で、サポートとしま、とこネット、円卓会議というふうに具体的な仕組みのところが出てきました。地域における都市型公設事務所の役割はどこにあるのか、そういう点から長谷川さん、いかがでしょうか。

長谷川弁護士

まず「としまる」というプロジェクトを立ち上げたきっかけからお話しできればと思うんですけども、弊所の外国人部門所属の弁護士で、まず最初このコンセプトを考えました。

どういうことを大事にしたかというと、さっき出てきた支援を紡ぐというところをすごく大事に考えていました。どういうことがというと、栗林さんの話の中にも出てきた、支援を受けた人が、今度支援を返していくという循環を生み出すような何か仕組みがつくれないかというのを感じていました。

というのは、私たちが個別の依頼を受けたケースでは、やっ

ぱり私たちは支援をする側、依頼者から依頼を受けて法的サービスを提供する側という、この関係性は変えられなかつたんです。ただ、やっぱりそこでこの人たちが輝くような、法律相談後、自分の事件解決後に輝くような社会ができるような何かスキームができるのかというのを考えていきました。かつ、それが司法アクセスの問題を解決する。そのためにはやっぱり循環していく、新たな、支援された人が今度は誰かを連れてくるとか、新たな支援を生み出すような循環をつくろうということが一番の大きなコンセプトでした。

実際にこれを、2021年3月ぐらいにこの話があって、1ヶ月ちょっとぐらいで立ち上げまで進んだんです。なんでそんなことができたかというと、やっぱりその1つは、この20年東京パブリックがあったことによって、それなりの信頼を勝ち得てきていることが大きかったのかなと思います。いろいろなところに声掛けをしたときに、じゃあ、あの時手伝ってもらえたから今回も一緒にやりましょうとか、東パブだから安心してお願いできるというかたちで手を挙げていただいて、社協さんにも、WAKUWAKUさんにも相談させていただいて、作らせていただきました。すごくそこで20年の蓄積みたいなものを感じました。1つやっぱり東京パブリック、公設事務所があり続ける意味というのは、そこの地域にずっとある、信頼を勝ち得て、新たにまたスキームをつくっていくるというところに1つあるのかなと思っています。

もう1つあるとすれば、つながる先がないケースというのが存在するということです。実際に支援をしていく中で、たとえば制度に当てはめるとどこにも当てはまらない方がいたりするわけです。たとえば障がいの診断を受けていない、高齢でもない、若者でもないし子どもでもない。そうすると、今の制度の支援の中ではどこにもつなげられない方が出てきたりするんです。そういう方をどう伴走していくか、法的支援がたつとしても、生活支援がどう伴走できるのかというときに、新たな、なければつくってしまえばいいんじゃないのかというのが今回の「としまる」のプロジェクトだったんです。

たとえば住民票に載っていない外国人の方が何もサポートを受けられなかったりとか、仮放免中で使える制度がない、そもそも来たばかりで何もつながりがない方とか、そういう何もつながっていない方をどう支援していくかと考えたときに、何かそこでスキーム自体をつくってしまうということが、今回「としまる」の考えたもう1つのコンセプトです。

実際どういうことをしているかというと、さっき田中さんからご説明があった、社協さんがコロナで貸付けを受けていた方たちの名簿を使って食料をまず配布しますという案内を告知していただきました。で、実際にフードパントリー

に来ていただいて、弁護士と社協さんの職員だったり、弁護士とほかの職員だったりというかたちで聞き取りを行うんです。実際、今、生活で困っていることは何ですか、ということから、これは法的な問題だ、これは解決できるとか、そういう選別をするということを行って、実際の支援につなげていくわけです。その法的支援の中で、たとえばじゃあここでこういう法的サポートができる、在留資格は変えられるけれども、この間の生活を安定させるためにはどうしたらいいのかというのを社協さんなりほかのスタッフなりと相談して、提供できるプランを立てていくということをやっています。

僕が実際にそれをやってみたすごく感じたのは、これまでにないスキームが自分たちでつくれるんだと。制度がないときに、地域の協力があれば、新たな新たなスキームを作つて支援ができるんだということを、自分たちがやっていることなんですけど、すごく驚きました。

ここに東京パブリックが地域に存在するという意味があると。つまり、どこにも引っかかるない方でも、地域が何か差し伸べてくれたり、手を挙げてくれれば、支えられるものがつくり出せる。それができれば、たとえば在留資格の変更に、私たちが手続きはできたとしても、生活の安定に資するような生活が送れたりとか、それが翻って在留資格の変更につながったりとか、その間の離婚の手続きを進められたりとか、お子さんたちが安心して暮らせる生活が送れたり、そういう生活支援の基盤ができるわけです。そういう新たな制度をつくっていくということも、この20年の蓄積があってこそなんですが、初めて実感できた。そういう意味では、新たな都市型公設の役割の1つなのかなというのを感じた立ち上げでした。

三上弁護士

ありがとうございます。では、だいぶ時間も少なくなってきたので、最後にお2人から、今後、東京パブリックに期待することということで、コメントをいただければと思います。

田中氏

期待することよりも、何か一緒にできたらなということを少しお話ししようと思います。
もう何度も言っていますが、かなり東京パブリックさんのお陰でと言ったら変ですが、私の弁護士さんに対するハンドルが下がりに下がり切っているんですが、この間、もともと高齢、障がいとか、そういうところの分野で関わらせていただいたことが多くて、ただ、この間、外国ルーツの方、子どもとか、そういうところでも、いろんなところで関わっていただいている。
これ以上何かやって欲しいとか言うのもおこがましいと思



いつも、ちょっと出てくる前に、今日こういう話があるってことだったので、うちの法人の中でも少し職員と話してたんですが、社会福祉協議会というところは災害発生時に災害ボランティアセンターの立ち上げなんかもやったりするんですけども、災害のこととか防災のこととかも考えたりとかしているんですが、弁護士の皆さんも、災害発生時に、弁護士さんとして避難所ですかそういったところで、法的なトラブルとか人権をどう守るかというところで活動されているというのを聞いているところではあるんです。

あと、私が認識不足だったら大変申し訳ないんですが、逆に防災みたいなところであまり弁護士さんとの関わりが地域の中でないかなと思ったりもしたところがあって。災害が発生したあの話ではなくて、防災というのは身を守るとかっていうこともあると思うんですけども、災害が発生したときに、この間も、東日本をはじめ、いろんな災害のところで弁護士さんのご活躍された場面があったときに、たとえばこんな法的なトラブルが災害が発生すると起きるんだとか、そのために何か備えられることがあるのであれば、こういうことをしておいたほうがいいとか、その辺を、慌てずに確認したほうがいいとかっていうことがもしあるのであれば、そういうことを地域の住民の皆さんと一緒に話したりすることも面白いんじゃないかなというふうに思つたりしました。

さつき始まる前に長谷川弁護士さんとちょっとお話ししたんですけど、地域に防災訓練とか、いわゆる町会とか自治会とかがやったりしているんですけど、そういった場面とかに東京バブリックさんが所属しているというか、町会があるんですけど、出てきてもらつたら面白いんじゃないかなと思っていて。そういうところにも来ていただいて、別に災害発生時の消防訓練とかそういうことというよりも、弁護士さんの顔が防災訓練の中で見えてきて、その中で弁護士さんがこういうことできるんだよとか、こういうことができるんじゃないかなみたいな話を町会の人たちとしながら

ら、地域の一員としてということもありますけれども、何かそういうエッセンスというか、そういうものが入ってくると、また違うつながりができるくるんじゃないかなということを思っています。

ちなみに、東バブさんの住所の町会、非常に今防災活動に熱心に取り組んでいるので、明日にもご紹介したらいいのかなと思っています。

今一例で災害の話をしましたが、私どもは社会福祉協議会なので、いわゆる福祉の現場でということではあるんですが、生活している人皆さんに抱えるいろんな課題に対して法律的な支援が必要だという場面は、本当に日々、本来あるのかなと。ただ、そこがなかなかつながらないということがまたさらに日々起きているのかなというふうに思っていますので、いろんな、一見関係なさそうなところであっても、いろんな場面で、地域のあらゆる場面で接点を持つていただけるように、私たちもいろんなチャネルがありしますので、一緒に取り組みながら、つながりをつくっていっていただきたいなと思っています。

すいません、希望というわけではないんですが、これからも一緒に取り組めていけたらなと思っているところです。

三上弁護士

ありがとうございます。では次に、栗林さん、お願いします。

栗林氏

私たちは主に子どもたちの支援をしているんですけども、本当に理不尽な理由で高校を中退することになった彼の話を弁護士さんに聞いていただいて、中退処分をひっくり返してもらったということがあります。それから、ひとり親家庭で、生活保護で、なんとか早く自立したいという子が、生保から自立して、そこで理不尽な社長からの理不尽な扱いを受けたことがあって、その時も弁護士さんにつなぐことによって、その子の人生は本当に変わったと思います。

子どもたちのこれからをみんなで応援したいと私は思っています。そういう中で、子ども食堂という取り組み、これをソフトインフラにできないか、そんな思いで『子ども食堂をつくろう!』という本をつくって、ここにソフトインフラになりたいということを書いてあるんですが、実際に今、全国で7,000カ所に増えています。無料学習支援ももっともっと増えていると思います。食料支援も、皆さん困ったら交番に行くというのはあるんですけども、困っていたときにあそこに行けば食料が手に入るという、そういう状況も今あちこちでパントリーというかたちでできていると思います。

同じように、ぜひ多くの人たちが、そういう場所の方たちとつながることによって、気軽に相談を受けたり、困ったことを、自分だけでは解決できないことが解決できる仕組

みになってほしいなと思います。そうやって、今あるソフトインフラになろうとしているいろんな活動、市民活動と手を結んでいただけたらいいなと思います。

私たちも、実は理事に弁護士さんがいます。認定NPOになるために、この書類は私たちだけでは到底できないんですけども、そういう皆さんのサポートがあることによって、認定NPOとしての活動を継続的に実施できるようになりました。できることはたくさんあると思います。ぜひ、市民との連携をこれから考えていただけるとうれしいです。どうもありがとうございました。

三上弁護士

ありがとうございます。では最後に、ここまでコメントを踏まえて、長谷川さんから、今度の関わりについて一言お願いします。

長谷川弁護士

今のお話からも、すごく新しい発想とか、こういうところでニーズがあるんだというのを初めて知ることとかがあります。

昨日も栗林さんの団体のところで「おせっかいさん」という方たちの研修をさせていただいたんですけど、そこで言われたのが、衝撃だったのがやっぱり10年前と同じことを、10年前はまだクローバーの学生だったんですけど、10年前と同じことを言われたんですね。弁護士はやっぱりハーダルがある、敷居が高い。なかなか何を相談していいか分からぬという声をたくさん聞きました。

ただ、それでもなお、この10年間で変わってきたことがあるとしたら、さっきの祈る女の子の話だと思うんです。栗林さんが、祈っている女の子をどうにか助けたいという相談を投げかけたこと、そういう投げかけられる関係である事務所があったこと、それが法的支援につながって変えられたということは、やっぱりこの間の蓄積だったのかなと思います。

ただ、これをここだけに留めておいてはいけないと思うんです。なので、1つ今後の展望として、やっぱりこの私たちが行っている活動を広めていくこと、これをスタンダードにしていくことが必要なんだと感じています。

たとえば先ほどの「としまる」での話で言えば、「としまる」のプロジェクト自体が助成金を受けて行っているプロジェクトなんです、なんでこういうかたちにしたかというと、持続可能な仕組みをつくりたかったんです。東京パブリックだけじゃなくて、ほかでもできるような仕組みをつくりたいということがありました。

実際、田中さんが外でこういう報告をしてくださったり、栗林さんが宣伝してくださって、それはどのようにやっているんだという問い合わせが来たりするんです。で、その

地域で新たな取り組みが始まったり、これを参考にした活動が始まったり。実際に東パブのほうにも来ていて、違う区でこういうことができないかとか、広がりを見せつつある取り組みです。

そういう、1つはやっぱり弁護士のスタンダードを変えてきた。さっき谷口の話からもありましたが、なぜ弁護士が今これをやるんだという話なんだと思うんです。なぜなら今までの弁護士の業務じゃないからなんです。ただ、そこには地域のニーズがあって、やることで法的課題が見つかります。なので、そこどんどん拡大してきたいというのが、今1つ私が思っているところです。

もう1つは、広めることのほかに、深めるということです。「まるっと、としま」という活動を20周年を記念して立ち上げました。どういうものかというと、実は東京パブリックはつながりがある所ってもども本当はあるんじゃないとか、それぞれが共有できていないんじゃないとか、実は知らない社会資源があるんじゃないとかということで、そういうのを探し当てよう、ということで始めたプロジェクトです。実際に活動している方のところに伺って、活動のお話を聞いて、記事にまとめて、それを共有できるようなシステムをつくろうということをしています。

インタビューに行った先との関係づくりもしています。伺うことでお互いの顔が見える関係ができる、そこが新たに東パブとつながるとか、伺った先が、インタビューされたことを通してつながってネットワークができる、そういうものを目指して、たとえば困ったことがあったら投稿できるようなメーリングリストを作ったりとか、共有できるようなシステムをつくるということを今始めています。これも、いつまでも私たちだけでやっていても広がりがない活動なので、田中さんにご相談して、社協さんのさっきのコミュニティソーシャルワーカーの仕事と重なる部分があるので、CSWさんと協力してそういうことができないかという話を今させていただいている。実際ご相談したと



長谷川 葦弁護士

きに、それはじやあ、実は豊島区にある学校のほうからもそういう活動をしたいという話があって、学生が入ってそういう活動ができそうだというお話とか、いろんなアイデアをいただいて、今、新たな活動をつくり上げているような状態です。

なので、これまでつくってきたネットワークをさらに進化させていくことというのも求められていることなんだろうと思います。それはなぜかといえば、やっぱりいまだに、この豊島区の中ですら、お祈りをするお子さんがいるということです。お祈りしなきゃいけない状況に置かれてしまう子どもがいるということは、適切な法的支援につながっていない子が実はたくさんいるとか、支援につながっていないお母さんがたくさんいる。お母さんや子どもたちだけじゃなくて、たとえば栗林さんからご相談いただくのは元ヤクザのおじいちゃんとかそういう人もいます、本当に地域にいるいろんな方が法的支援につながっているねということが、ほかの地域の方たちが知って、そういう方を通じて、またつながることができます。私たちはそういう方のアクセスを改善していくことをどんどんとやっていくことが求められているんだと思います。

「すべての人がその人らしくいられる社会を目指す」という私たちのミッション、そこに向けて新たな取り組みを行っていくこと。そういった新たな取り組みができるというのは、もちろん都市型公設という仕組みがあるからこそだと思います。20年の蓄積があって、私たちがリスクを恐れないで新たなチャレンジができるというのは、この都市型

公設という仕組みを残してくださっているからだと思います。

そういった私たちの取り組み自体を広げてスタンダードに上げていくこと、そういった活動を支えているこの東弁についても、私はすごく感謝をしています。ありがとうございました。

三上弁護士

ありがとうございました。

コロナ禍を経て格差の拡大が叫ばれる中において、東京パブリック、そして公設事務所の役割は、終わるどころか、より一層の重要性を増しているのではないかと思います。すべての人がその人らしく居場所や役割を見つけながら生きられる社会を目指して、今後も東パブは地域やコミュニティに根差した活動を、田中さん、栗林さんはじめ、皆様と一緒に続けていきたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いします。



05

第2部パネルディスカッション 社会インフラとしての 都市型公設事務所

北千住パブリック法律事務所
鈴木 加奈子 弁護士

元札幌高等裁判所長官・東京地方裁判所刑事部所長代行者
合田 悅三 氏

社会福祉士・狛江市社会福祉協議会
鈴木 綾乃 氏

東京ディフェンダー法律事務所 / 元北千住パブリック法律事務所
坂根 真也 弁護士

多摩パブリック法律事務所 支所長
岡垣 豊 弁護士

総合司会

それでは第2部のパネルディスカッションを始めさせていただきます。これまで東京弁護士会の公設事務所である北千住パブリック法律事務所は、刑事弁護の担い手の確保養成に取り組んできました。また、多摩パブリック法律事務所は、多摩地域における成年後見制度の担い手になるなど地域のセーフティネットの構築に取り組んできました。このような活動を通じて、都市型公設事務所が有する社会インフラとしての機能をテーマに取り上げます。コーディネーターは、北千住パブリック法律事務所副所長の鈴木加奈子弁護士が務められます、それでは鈴木さんお願ひいたします。

鈴木加奈子弁護士（以下「司会」）

司会を務めさせていただきます北千住パブリック法律事務所の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。まず、パネリストの方々のご紹介をさせていただきます。北千住パブリックの活動に関して、元札幌高等裁判所長官で、現在総務省の情報公開個人情報保護審査会会长代理の合田悦三さんです。次に北千住パブリック法律事務所設立当初の所員で、現在東京ディフェンダー法律事務所代表弁護士の坂根真也さんです。

続いて、多摩パブリックの活動に関しまして、狛江市社会福祉協議会地域福祉課相談支援係所属の社会福祉士の鈴木綾乃さんです。最後に、多摩パブリック法律事務所支所長の岡垣豊さんです。

4人のパネリストの方にご登壇いただいているんですが、それぞれやっている分野がかなり違いますので、前半北千



鈴木加奈子弁護士

住パブリック法律事務所部門、後半多摩パブリック部門という形でやらせていただきます。

では最初に、北千住パブリックの活動に関してですが、北千住パブリック法律事務所は、2004年4月1日に設立されております。合田さんは当時東京地方裁判所の刑事部の部総括として、またその後東京地方裁判所刑事部の所長代行者として、刑事弁護関係、裁判ももちろんですが、刑事弁護委員会との協議なども通じて、北千住パブリックとの関わりがあったと伺っております。合田さん当時の刑事手法を取り巻く状況というのはどのようなものだったのでしょうか？

合田悦三元裁判官（以下「合田氏」）

ご紹介いただきました合田でございます。さっき見て驚いたのですが、北千住パブリックが設立された2004年4月1日というのは、私が東京地裁の部総括となった日と同じ日でありますですね、そういうご縁もあるのだなと思いました。私はちょうどその前の月ですね、東京地裁の弁護人関係委員会の委員長というのになりました、ですから裁判長としてももちろん事件の法廷で北千住パブリックの先生方の活動を見ることがあったんですけれども、同時に東京地裁の刑事部の弁護人関係の委員長という責任者ですから、その形で関わるということもあったわけです。たまたま東京地裁にいた期間が長く、そこから十数年いたものですから、ちょうどこの20年の歴史の中の前半10年ぐらいは北千住パブリックの活動を横から拝見していたというような形になるわけです。

北千住パブリックが出来た頃の特に刑事弁護の関係の状況ということですが、話はどうしても全部司法制度改革というところにさかのぼる、そこと繋がっているわけですね。司法制度改革審議会これは西暦で言いますと、1999年の夏から2年間2001年の夏まであったのですが、刑事関係のテーマとしては大きく2つあります、1つは国

民の司法参加、これはもう裁判員制度という形になっていますのでおわかりだと思いますが、もう1つそれとは別のテーマとして、国民の期待に応える刑事司法というテーマがあったんですね。国民の期待に応えるってなんだってことなのですが、昔も今も変わらずですね、特に刑事については適正かつ迅速な裁判の実現です。適正というのはちゃんととした裁判と中身が沿うことですからある意味で当たり前の要請であります、と同時に迅速な裁判を受ける権利というのは、ご承知の通り日本国憲法に刑事被告人の権利として迅速な裁判を受ける権利というものがあります。この2つが場面場面で色々軋轢を起こすのですが、ともかく両立させていかなければいけない。これは憲法の要請でもありますので、裁判所だけではなくて日本国憲法下で活動する検察官も弁護士も含めてですが、法曹三者の、忘れてはいけないという責務だというふうに私は思っております。そのためにどうしたらしいのかということなのですが、結局この司法制度改革審議会の時は主に立法を伴うような制度改正をどうするかということを議論をしておりまして、それでその適正で迅速な裁判を実現するためにそれまでの運用では乗り越えられなかつたところの立法はどういうことが必要かという議論を色々したわけなんですね。それで、大体私共の考えでは、結局事前によく争点と証拠を整理して、それで法廷は連日で継続的にやれば、裁判員でも裁判官の裁判でも心証はそれが継続して一番取りやすいものですから、判決の中身も適正になりやすいだろうし、それから判決までの期間も短くて済むと、長くはならないとそういうような形になるだろうと思っておりまして、そういう立法が必要ではないかということを議論しておりました。刑訴法に連日開廷、継続審理に関する281条の6という条文ができたり、あるいは公判前整理手続きといったようなものができたりしました。

この立法をしたら済むかというとそうではなく、パッケージとして適正・迅速な裁判ができる制度が必要だということ



合川 恒二郎裁判官

とになると、一番問題なのは、継続・連日的に開廷する時に一体誰がその期日を受けるのか、こういう問題なんですね。実は当時の弁護士さんたちがそれを受けられるのかというとおそらく無理だった。では、何とかしないことならないと、1つには刑事をやらない弁護士さん、今でもたくさんいるかもしれません、当時は非常に多くてあまりやる人がいなかった。少数のやる人は結構色々な事件を掛け持ちしているので、連続してはなかなか受けられない。

それからもう1つは構造的な問題として今よりもずっと弁護士事務所は個人事務所が多かったものですから、やっぱり事務所をやっていくという関係で言うと、刑事事件だけずっとやるとか、あるいはこの期間はもう刑事事件しかやらぬといふようなことで本当に事務所が上手くまわるのかと、そういういったような問題があり、なかなか実際受けるのは無理だというのが弁護士さんの声として聞こえてきたわけです。

当時私共としては例えば弁護士事務所の規模を大きくすることはできないのか、あるいは法人化はできないのかというようなことも申し上げました。それと同時に、どうしようもないときに最後の受け皿としての公設弁護事務所が必要ではないかと、こういう具合の議論もしていたわけです。これは、英米のパブリックディフェンダーというか、同じような制度ですね。ただ、それはですね、法テラスとの関係でどうなるのかというところがありまして、法テラスの契約弁護士は必ずしも刑事だけを専門にやるというような人たちで作られたものではありません。司法制度改革の時にはそういう議論はあったのですが、結局その最後に受け皿となるところの刑事弁護人をどうやって確保するのかというところは制度的にはうまくできないような話でその時の話は終わってしまいました。その後にですね、この北千住パブリックの話を、弁護士会の方でお作りになるという具合に聞きまして、そういう意味での刑事弁護の受け皿となるようなところですかね、そこのところを弁護士会独自に取り組みとして始められるという時に、先ほど述べた集中審理・連日開廷との関係でどういったような機能を果たされるのかなという具合に思ってそのスタートラインを見ていました。

司会

ありがとうございます。坂根さんはその北千住パブリック設立後に最初に新人として採用されたメンバーということですが、受け皿となるような事務所の必要性ということ立ち上がった事務所の中で、当初の北千住パブリックのメンバーはどのように刑事事件に取り組んでいこうということになっていたのでしょうか？

坂根真也弁護士（以下「坂根弁護士」）

少し小さく東京弁護士会という視点で見ると、当時国選の滞留事件というのは常に受け手がない、ちょっと今とは全然違うような状況で、常に弁護士会に滞留事件が溜まっていました。そうした重大事件とか被告人の対応困難な事件などを積極的に受任したということが一つありました。もう少し大きな視点で見ると、当時、今合田さんが言ったように、裁判員裁判がいずれ施行されると、あるいは被疑者国選を拡大するという状況にあり、刑事弁護人に求められているものというのは二つの要請があったと思うのですね。一つは裾野を広げて、全国的に、1人でも多くの刑事弁護人を育てる、生み出すっていうことです。もう一つは裁判員裁判が開かれる、施行されることになるので、裁判員裁判に対応できるより高度な技術を持った弁護人を生み出さなきゃいけないという要請です。そういう二つの要請があって、北千住パブリック法律事務所っていうのは東京だけではなくて全国的にもその二つの要請の核となるような事務所にしようということで活動していました。

司会

そのために毎年新人を採用して、刑事弁護人を養成していくという活動とともに、先ほども紹介されましたけれども、地方への赴任する弁護士の要請をして、地方での刑事弁護の質を上げるということに貢献をしていくという活動をしてきたのですね。その後2006年10月には被疑者国選弁護が始まり、2009年の5月には裁判員裁判が始まると、また被疑者弁護の国選の拡大も始まりました。この刑事司法が大きく変わっていく時期に、裁判所の立場から見て、北千住パブリックはどのような役割を果たせたかと、果たしてきたかという点についてはどのようにお考えでしょうか？合田さんお願ひいたします。

合田氏

先ほど申し上げたように、横から長い期間拝見をしていたということになるんですけども、やはり受け皿というところでどういったような効果といいますか役割というか、そういうものを果たされるのかなという具合に思っていたのですが、受け皿っていうのは二つ意味があります。そのときに、連日開廷で受けてもらえる弁護士さんがいないときに、その受け皿としてやっていただけないかっていうことと同時にですね、この受け皿はそのときだけあればいいっていうことじゃないんですね。将来に向かって、そういうような受け皿となるような体制をどうやって継続していくのか。つまり、後進の育成っていうことですよね。刑事弁護に関するノウハウであるとか色々なことを蓄積していくということが一つ、そしてその蓄積を広範囲にどう引き継いでいくか、それから事務所の中で、複数の弁護士が

刑事を中心として活動する事務所ということでやるわけですから、当然その中で、刑事の関係の弁護人としてどういう具合に育っていくのかっていう見地があるはずです。そういうことをやってもらうことによって、将来の受け皿も確保できる。それから、その事務所にいた人が他に出ていくと思いますが、そこで見つけたもの、育んだスキルは事務所から出ていってもそれは当然使えるわけですから、そういう意味では北千住パブリックにその時にいる人たちだけではなくて、そこから出ていく人たちも含めて、だんだん全体としての刑事弁護をやっていただく弁護士さんの数、あるいはスキル、そういうものが上がっていくそういう発展も見通すことができるわけです。そういう形での受け皿、現在将来、それからさらにはその事務所外の部分まで含めた意味での受け皿の強化といいますか、そういう効果を上げていただけないかという具合に思ってみたわけです。

実際問題、裁判員裁判ではですね、ご承知の通り、弁護人が複数体制でやるという形になっています。最初は糸余曲折はあったんですけども、そういう形になりました。私ども裁判所の方ですね、東京三会の弁護士会に、その2人の組み合わせは、やっぱり同じようなキャリアの人が2人組むというよりは、やはり比較的キャリアが短めの方と、それからベテランの方と、そういう組み合わせの中でやっていただいた方がお互いの役割分担という意味でも、それから育成という意味でも効果があるんじゃないかとお伝えしました。もちろん1件1件のところは弁護人にお任せですから、そこまで口を出すつもりはないんですが、ただ選び方として組み合わせは基本的にはそういうことを頭に置いてやっていただけると助かるなというような話をですね、インフラという意味ではあるんではないかと申し上げました。そういう意味で、多分北千住パブリックは事務所内で組んだり、あるいは、事務所外の先生と組んだりということで、その辺のところのさっき申し上げた将来の受け皿っていうことも含めて、効果を上げて来られているのではないかという具合に思います。

また、私が地裁の裁判長でなくなってしまったが、現役の裁判長はみんな後輩ですから、今の状況についての話を聞くことがあるんですね。ここが困るとかこういうどこが良くなったとかいろいろ聞くのですけれども、それと自分の経験を踏まえて思うに、やはり昔と比べますと、例えば刑事弁護に関心のある若い弁護士さんが増えているということを聞きます。それから法廷技術という意味において尋問のスキルが上がっていること、これもみんな認めています。また、冒頭陳述・論告でのプレゼン能力、これも上がっていると、昔スタートの頃はいろいろどうかなどと、これで裁判員にわかってもらえるのかといったようなですね、プレゼンであるとかあるいは資料が誤字ばかり

だとか色々あったんですけども、そのところもだいぶ洗練されてきています、特に評議のときの発言を聞いてるとわかるのですが、裁判員がやっぱり冒頭陳述であるとか論告の内容について理解されていて、そうしたスキルは非常に上がってきているところがある。これは現役の裁判長もそう言っておりまして、これは目に見えた効果だろうという具合に思います。

司会

ありがとうございます、北千住パブリックの所内でも自分たちの経験を共有するためにさまざまな取り組みをしています。刑事案件の検討会を行ったり、また裾野を広げるという意味ではロースクール生や学部生、修習生なども対象にした刑事実務の検討会というものをテーマを設けて行ったり、また OBOG も含めて刑事案件の経験を今後共有していくという幅広い会として刑事経験交流会などというものも行って研鑽に努めているところであります。坂根さんは、裁判員裁判が始まる頃には北千住パブリックは退所し、その後 OB として共同受任などを通じて関わっていただいています。この間共同受任をするときにどのようなお考えで対応されてるかなど、あるいは北千住パブリックの今後について何かお考えがあれば教えていただければと思います。

坂根弁護士

弁護士の仕事は概ねそういう側面があると思うんですけど、特に刑事案件というのは、公判における活動っていうのは 1 回きりの勝負っていうか、もう実践が全てみたいなところがあって、どうしても研修とかで教えて、実践にそのまますぐできるっていうことにはならない面が強いですね。ですので一番良い教育は、一緒に事件をやることで、それが最大の効果をもたらすと思うんですね。それで私は北千住出た後も積極的に北パブの人であったり、北パブ以外の人と共同受任を積極的にしています。北千住にいる人たちが同じように所外の人と一緒に事件をやることによって、高度な弁護技術が伝播していってもらえるといいなというふうに思っています。

司会

時間も限られていますので、もう今年で裁判員裁判が始まっていますが、今後の刑事司法また刑事弁護の発展の中で、北千住パブリックに期待することとして一言ずついただければと思っております。最初に合田さんの方からお願いできますでしょうか？

合田氏

先ほど将来に向かってということで若手の育成とかスキル

の蓄積とかってことを申し上げましたけれども、それに関連して思うことは、やはりメリハリのきいた弁護活動ということができる人をどうやって育てるのかということが、これは北千住パブリックだけではなくて、今の刑事弁護全体の課題であると私は外から見てて思っております。今裁判所から見て非常に大切な問題だと思ってるのは、公判前整理手続きが長期化していること、しかもそれがどんどん数字が伸びていて悪化しているということです。我々もいろいろ対策は打ってきたのですが、最近ですね、よく原因がわからないケースが増えているような印象を持っています。

それは一つはですね、苦言を申し上げますが、弁護人が裁判所に対して何も言わなくなってきてるんですね。争点をなかなか明らかにしない、それからその争点を明らかにするっていう前に、その準備を色々やってるときに、今どういうところがあつてそこに時間がかかるんだとか、この頃までにはこうなるはずという見通しであるとか、そこをなかなか言わなくなってきたので、裁判所からすると、準備に時間を要する理由がよくわからないという状況になっています。もちろん裁判所に話せるのは限度があることは理解していますが、理由が分からまま弁護人の準備が進まないというケースが目立ってきていて、そういうしてるうちにおよそ裁判員裁判ならこのぐらい公判前整理がかかるてもしょうがないという変な相場観が形成されていくんじゃないかなというのを非常に危惧します。被告人によっては、そんなに 1 年も 1 年半かけなくともっていう具合に思ってる人もいるはずで、そういう人の場合どうするのか、もちろん裁判所も拙速な形でやることは考えていません。準備不十分で公判に入るといろいろ混乱が生じ、かえって長くなってしまいますから、その事案に必要な準備には時間をかける必要があると思ってはいます。ですから、その点はある程度説明してもらえば裁判所だって理解はします。しかし最近そこの意思疎通がうまくいか



坂根卓也弁護士

なくなっていることを危惧しています。法曹三者の責務である迅速な裁判の実現という憲法の要請が揺るがせになつてはいけません。

それと同時に、弁護士の側も、なんか若い先生に多いのですが、ラバースタップ弁護と私は言っていますけれども、どのケースでも判を押したように同じようなことしかやらないと、こういったような傾向が見えてきています。でも力のある弁護士は、先輩たちはみんな事案に応じてメリハリをつけてやっていて、徹底的にやるのもあればそうじゃないものもあるわけですね。その部分のやっぱり見分けができるようになっていかないとなかなか伸びていかないと思っています。そうなると、それはベテランの弁護士の先生方ですね、やっぱり若い人たちをどういう具合に育てるのか、だから事案に見合った弁護活動ということを、どう見分けるのかっていうところを、北千住パブリックだけじゃなくて、そういうところのことも頭に置いて育てていきたいと期待をしております。

司会

ありがとうございます。今裁判所からのご希望もありましたけれども、坂根先生の方から北千住パブリックにOBとして期待するところというのがありましたらお願ひいたします。

坂根弁護士

最初に言った二つの要請であるその若い弁護士の裾野を広げるっていう意味は設立以来10年間の間にかなり達成したというか、広がったというふうに思うんですね。もう一つの要請である高度な技術に裁判員裁判を対応していくという点は、裁判員裁判だけではなくて取り調べの立会い、あるいは逮捕段階の国選とか可視化の全面拡大とか制度的な問題っていうのは今も山積しているわけで、そういう制度的な新しい取り組みを北パブが中心となって引っ張っていってもらえるといいなというふうに期待してます。

司会

はい、ありがとうございます。2人のパネリストの方、前半部分ありがとうございました。引き続き多摩パブリックの活動についての報告に移りたいと思います。最初に多摩パブリック法律事務所の岡垣さんから後見業務の概要などについてご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

岡垣豊弁護士（以下「岡垣弁護士」）

岡垣です。インフラの一つとしての後見支所のご紹介ということと、あと地域からの声ということで、今日は柏江市の方から社会福祉協議会の鈴木さんにご登壇いただいてい



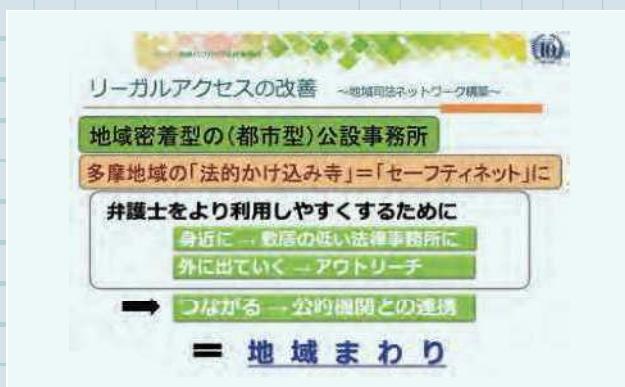
岡垣豊弁護士

るということになります。

はい、多摩パブリック法律事務所は2008年3月に設立以来、三つの柱を掲げて今日に至っています。その中でもリーガルアクセスの改善、それにかなり力を注いで活動してきました。



冒頭東バブの谷口弁護士から御紹介いただきましたが、地域の駆け込み寺、法的な駆け込み寺と、地域のセーフティネットであるというところで活動してきてですね、それで弁護士をより利用しやすくということでアウトリーチをして地域と連携の一環で公的機関との連携をやってきました。地域回りという活動をして、主に多摩地域の自治体や、社会福祉協議会さんなどを回らせていただいているます。



年に1回、全多摩地域30市町村がありますが、全市町村に弁護士と事務員がペアになって一緒にやっています。この地域回りの成果ですね、自治体の高齢とか障がいの担当部署や、権利擁護を担当している社会福祉協議会といった福祉分野とつながりが出てきて、そういった相談が増えてきました。

また、その中にはやはり困難案件と言われている親族・第三者との紛争とか高齢者、障がい者の虐待対応、あるいは継続的長期にわたっての関わりが必要な若い障がいの方などについての相談も多く、組織的な対応が必要ということで法人後見のニーズが増えてきました。

そのため、2011年からですね、多摩地域の法律事務所として唯一後見事件の法人受任を始めることになりました。この件数が、2017年には137件に達し、効率的な後見事務を心がけはしたものの、ここまで件数に達するとマンパワーの限界にぶつかるようになりました。そのため、2017年から3年ほどの期間、受任制限をするということの事態になりました。



しかし、そうなってしまうとそもそも地域の駆け込み寺なのになんのかという悩みが生じ、このままでは多摩バブの本来の使命を果たせないだろうという問題意識から、後見に特化して多数の事件を受任できる体制、これを後見支所のような形でやっていこうじゃないかということで、その構想が出て参りました。ちょうどタイミング的に本所の移転もあり、2年ほどの準備をした上で昨年の5月、事務所を分割して後見専門支所を開設しました。場所は同じ立川駅が最寄りの場所にあります。後見専門支所では、事務処理の効率化・合理化を徹底しながらも、福祉面でより充実したサービスを提供するということがスローガンとなっておりまして、社会福祉の専従職員を配置して対応しております。また専従化によって業務の効率化を図り、増加する後見事件を多数受任することを目指しています。今は弁護士1人、社会福祉士1人、事務局1人で1チームを作りそれが2チームあります。弁護士2人、社会福祉士2名、事務局2名が核となる体制で、ただそれでも人手不足でパートさんも1名入ってもらっています。現状の後見受任件数

は、個人のも含めて約180件受任しております。大体1チーム、1人の弁護士で70件から80件を担当しているような、そんな感じになります。将来的にはですね、チームも増やして300件ぐらいまで何とかできたらいいのかなと思っているのですが、今後それをどのように実現するかは今後の課題かなというところです。

リーガルアクセスの改善～限界への挑戦(法人後見)～

なぜ、後見専門支所を分割・移転したのか

- ① 地域に密着する=福祉のニーズ
増加する後見事件への対応+社会福祉的視点による支援の導入
- ② 2022年内の事務所移転(事務所本所面積の縮小→支所分割へ)

後見専門支所の特長

- ① 福祉専門職を入れたチーム対応 (弁護士・社会福祉士・事務職)
- ② 増加する後見事件を多数受任 (将来的には300件まで)
- ③ 実質多角化の独立採算を目指す

後見専門支所の今(2023年1月現在)

弁護士2人・社会福祉士2人・事務職2人・パート1人
法人後見140件・個人後見40件を担当(3~5件/月受任)

あとですね、支所ですけども一応人件費とかですねそういった事務費、あと家賃ですね、そういう経費を後見報酬だけで賄う独立採算で運営する構想ということになっております。開設後9ヶ月、その見通しも実際に立ってきております。弁護士が主に法的課題への対応や相手方の対応といった対外的な対応をしています。もちろん裁判とかそういう部分も対応しています。あと社会福祉士は主に本人の福祉的支援を行って各自の専門性を発揮するようにしています。そして、後見事務に精通した事務職員を配置することによって効率的処理を心がけているということです。このような3職種ですかね、が各1名ずつ1チームとして事件ごとに担当を割り当てて一丸となって支援対応しているということになります。多分こういう形じゃないとこれだけの件数はなかなかこなせないかなと感じております。自分自身個人でやってるときで最大20件程度でかなり大変だったのですが、今はそれを大幅に超えてもなんとかできているのは、このような仕組みのおかげなのかなと思います。

所内では後見会議というのを1ヶ月に1回行っています。運営がスムーズにいくようにしたり、タスクが溜まってしまわないように洗い出し作業もしたりしています。また、個別ケースについては、チームミーティングを随時して質の確保にも努めています。地域との関係でも窓口を一本化し、色々なニーズに対して迅速に対応できるようにしています。そして、後見事件を受任して地域の福祉機関の方と連携していくところが地域との強い連携を作る上で一番意味があるのかなとも感じています。

将来的なことにはなってきますが、弁護士会との関係も考えていきたいと思っておりまして、課題解決後に安定したケースを、未経験の先生にスライドしたり、あと市民後見

人へのスライドというところも考えています。また、最初から後見未経験弁護士との複数選任によるOJTといったことも考えています。

あと弁護士会と多摩支部と関係性が薄い自治体っていうのがどうしてもあり、これらの中でも他士業が成年後見において存在感を示しているエリアがあります。そういうエリアで私たちも力を発揮して弁護士が関与することの良さをちゃんとアピールしていくと良いかなと考えています。それは弁護士会と地域のつながりを強化するきっかけになると思います。

成年後見については昨年の3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画ですね、これが策定されています。この動きに沿ってやっぱりいろいろと多摩パブの後見支所も考えていかなきゃいけないと思っています。中心はやはり権利擁護支援の地域連携ネットワーク、これはまさに社会的インフラだと思いますが、その一つとしてやっていかなきゃいけないと思います。

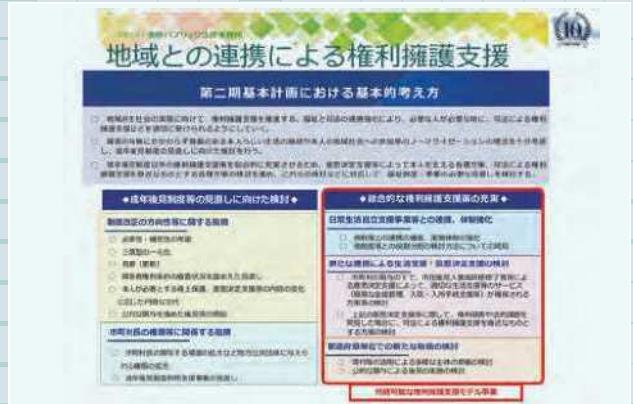


権利擁護支援において、権利回復支援ということがよく謳われていますが、これ他士業では対応が難しい、これは弁護士がやらなきゃいけないところで、その期待感は一層高まっていると言えます。



法人後見を通じて、充実した権利回復支援に努めるっていうのが地域とのインフラとしての意味だろうと思います。そしてこれは多摩パブだけでやれる問題ではないので、弁

護士会との協働関係を作りやすいところかなと思います。あと最後に、地域とのパイロット的な事業的なものをこれまで多摩パブはいろいろやってきています。第二期基本計画においても財産の金銭管理支援ですね、そういったことが今検討されており、実際モデル事業を実施しているところもあります、その中では法律専門家が監督をするといった仕組みがあるようで、そうした役割に公設事務所、法人としてそこに参画していくということをちょっと今考えています。



司会

ありがとうございます。それではパネリストでお越しいただいている狛江市の社会福祉協議会の鈴木さんにお伺いしたいのですが、社会福祉協議会の位置づけなどについては先ほど第1部の方でもご説明がありましたので、法人後見としての受け皿があるということは、社会福祉協議会にとってはどのようなメリットがあるのか、馴れ初めの頃の事案なども含めて紹介いただければと思います。

狛江市社会福祉協議会 鈴木綾乃氏（以下「鈴木氏」）

皆様改めましてここにちは、狛江市社会福祉協議会の鈴木と申します。今、岡垣先生のお話を伺っていて2011年から法人後見を受任されたというところをお伺いして、ちょ



鈴木綾乃氏

うど狛江市社会福祉協議会が多摩パブリック法律事務所さんに、法人後見を初めて相談をしたのが同じ年だなと思い出しておりました。私の所属する部署は、あんしん狛江という部署で、日常生活自立支援事業とか、成年後見の相談とか、弁護士の先生に来ていただいて毎月1回無料弁護士相談を実施するなど、権利擁護事業を行う部署になります。ただ当時は「地域包括支援センター」という高齢者の相談を担当する部署にいまして、虐待の案件を多く取り扱っていました。その中で暴力を伴うような虐待ですか、執拗な電話が繰り返されるような案件の受け皿がなかなか無いというところで一番最初にご相談をしたのが多摩パブリック法律事務所さんでした。

司会

そういう案件では、どういう関わりを弁護士に期待するというようなことはございますでしょうか。

鈴木氏

そうですね、どうしても本人の権利を侵害するような養護者への対応というのを弁護士さんに依頼し、こちらも対応を期待することが多いです。一方で、ご本人の意思決定支援などまで弁護士の先生ひとりでは難しかったりすることもあるようで、選任後の弁護士の先生から、意思決定支援に関してご相談をいただくことが多かったように思います。しかし、支所ができてからは、そういう法的な対応を弁護士さんに対応していただいて、本人の意思決定支援の部分は社会福祉士が一緒に対応していただき、チームで、支援をしていくということがスムーズにでき、地域の支援者ともとても円滑にできてくるようになってきています。このような形で今後もさらなる連携を期待しています。

司会

岡垣さん、後見の支所ができたということで、今の社会福祉協議会からのニーズには、今後どのような対応ができるかお考えになってるところありますでしょうか？

岡垣弁護士

そうですね、まだ1年経っていないというところもあるんですが、ここはちょっと件数が増えすぎちゃったので、開設当初より動きが鈍っちゃったかなと思うので、もうちょっと、何ですかね、スムーズにすっといくような、そんな感じには改善したいなとは思っています。

司会

そもそも多摩地域で受け皿が少なかった法人後見の受け皿としての多摩パブリックがあって、そこから支所と独立の

支所を作つて、ニーズに対応していくうに動かれているわけですけれども、社会福祉協議会さんの立場からして、今後多摩パブリックの支所の活動に期待するところ、こういうところを頑張ってもらいたいなというような希望がありましたら、一言いただければと思います。

鈴木氏

はい、ありがとうございます。受任が難しいような法人後見の案件の受任はもちろんですが、第1部で田中さんの話にもあったように、社会福祉協議会というのは地域の中でいろいろなものを作る総合商社みたいな役割なんですね、なので、ぜひ地域で活動している市民後見人ですか、家族の方が後見人等を受任をしており、法的な課題を抱えているような案件ですか、そういう方たちにぜひ先生方の後見人等としてのノウハウを受け継いでいただきたい、法的な課題がある場合に、気軽に相談ができます、そういうきっかけにもなるような様々な講演などを活用してより繋がりを深く持ちたいというふうに思います。

司会

先ほどの刑事弁護のところも繋がりますが、受け皿としての事務所から育成という形で裾野を広げていくという活動に繋げていければというところでしょうか。時間が迫っておりましてもう駆け足で進めてまいりましたけれども、これをもちまして第2部の社会インフラとしての公設事務所というパネルディスカッションを終了させていただきたいと思います。より良い受け皿となれるように公設事務所の所員みんな研鑽を積んでいきますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

06

閉会挨拶

公設事務所運営特別委員会委員長
矢吹 公敏 弁護士



総合司会

それでは、本シンポジウム最後に、東京弁護士会、公設事務所運営特別委員会委員長、矢吹公敏より閉会の挨拶をいただきます。矢吹委員長よろしくお願ひいたします。

矢吹公敏弁護士

皆様、長い時間ありがとうございました。そしてパネリストをスピーカーの皆様は本当に充実した議論をしていただきましてありがとうございます。私は今ご紹介いただきましたように公設事務所運営特別委員会の委員長しております矢吹と申します。

東京弁護士会がパブリック事務所を 20 年間以上維持をし、そこから 280 人もの弁護士を輩出しているということは何を意味するかということなんですね。私は、実はパブリック事務所の弁護士、法テラス事務所の方々、そしてひまわり公設の先生方が循環しながら働いていること、関連する官庁にも行っているということ、を 20 年かけてやっと実現してきたということを最近聞いて、本当に私達はパブリック事務所維持してよかったと思っています。

何をしてきたかということは、次に何をしなければいけないのかということに関係するわけですけれども、ご存知のように社会は非常に多様化して、貧困問題家庭の問題、そして福祉の問題もたくさん生じています。私達、弁護士会が何をしなければいけないのかということは、まさに、この東京パブリックのニュースレターの最初に書かれていると感じます。「全ての人がその人らしく生きられる社会を目指して」ということです。これを目指していくのが私達弁護士会の使命であるし、私達がサポートしている三つのパブリック事務所の使命だと思います。その使命が尽きることがあったときにこそ、パブリックは終わると思いますけれども、そういうた使命がいつ尽きるのかわかりません。

それまで、ぜひ 3 パブリックの先生方には頑張っていただき、また東京弁護士会も全面的にサポートしていきたいと思います。今日お越しの方々も是非、3 パブリック事務所をサポートしていっていただきたいと思います。本当に今日はありがとうございました。

総合司会

矢吹委員長ありがとうございました。本日のシンポジウムは、会場に約 120 名、ウェビナー参加の方が約 80 名、合計で 200 名に近い方にご参加いただきました。皆様お忙しいところご参加ありがとうございました。今後も東京弁護士会の公設事務所の活動に、皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。以上で、東京弁護士会、都市型公設事務所 20 周年記念シンポジウムを終了いたします。本日は誠にありがとうございました。



長谷川泰介幹事（総合司会）

東京弁護士会 都市型公設事務所 20周年記念シンポジウム

社会インフラ としての パブリック

東京弁護士会が公設事務所を設立してから20年が経ちました。

今や社会の法的インフラを担っていると評価される

3つのパブリックの活動を多様な角度から検証し、その意義について改めて考えます。

参加費
無料

どなたでも
参加可能

オンライン
配信もあり



お申込みはこちらから

日時
2023年3月1日水
午後3時半～午後6時

場所

弁護士会館 2階 クレオA

(東京都千代田区霞が関 1丁目 1番 3号)

東京メトロ 霞ヶ関駅 「E1-b」出口より直通

パネルディスカッション 第一部 [約60分]

コミュニティにおける

都市型公設事務所の役割

公設事務所は、地域の人たちと連携し、多様なネットワークの中で人々のサポートをしています。法律事務所はコミュニティにおいてどこまでの役割を果たせるのか、東京パブリックの活動をめぐってディスカッションします。

NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長

栗林 知絵子 氏

豊島区民社会福祉協議会 総務課長

田中 慎吾 氏

東京パブリック法律事務所

長谷川 翼 弁護士

パネルディスカッション 第二部 [約60分]

社会インフラとしての

都市型公設事務所

全ての罪に問われた人たちに質の高い刑事弁護を提供することを目指す手の確保・養成の中心にあった北千住パブリック、高齢化の進む多摩地域において成年後見制度の主要な担当手となることで法的セーフティネットを作り上げようとする多摩パブリック、それぞれの社会インフラとしての意義を討議します。

元札幌高等裁判所長官・東京地方裁判所刑事部所長代行者

合田 悅三 氏

社会福祉士 / 狛江市社会福祉協議会

鈴木 綾乃 氏

東京ディフェンダー法律事務所 / 元北千住パブリック法律事務所

坂根 真也 弁護士

多摩パブリック法律事務所 支所長

岡垣 豊 弁護士

お問い合わせ先：東京弁護士会 総務課 TEL: 03-3581-2204

主催：東京弁護士会 共催：弁護士法人東京パブリック法律事務所、弁護士法人北千住パブリック法律事務所、弁護士法人多摩パブリック法律事務所